ノート

陸奥の奥郡

——律令時代における地理的諸問題——

秋山元秀

一　陸奥の奥郡

陸奥はみちのおくであった。養老令にも東辺、辺境と記され、大宰府を持つ筑紫、北辺とされる越と並んで特別扱いを受けている[①]。また、のちに太平記[②]にみられるように、日本の半分を占める程に広い地方とみなされたこともあった。延喜式では陸奥の管郡数は三五で（倭名抄は三六）、郡数は最高である（次は武蔵の二一郡）。このように巨大な国であるゆえに、地勢やその地域の持つ歴史の違いによって、いくつかの郡が集まった形で、あるまとまりが国の内部に現れるのも当然といえよう。最も著名なものは養老二年の石城・石背両国の分置[③]であろう。この国は一時的なものであったにせよ、各々六郡・五郡を持ち、他国に比しても十分に一国の規模をもったものであった（日向は五郡、伯耆・石見などは六郡より成る）。このようにはっきりと令制に基づいたものではないが、史料に散見する黒川以北十一郡[④]、名取以南十四郡[⑤]なども陸奥国内での区分を示すことばであり、また国府からの距離によって近郡・遠郡[⑥]と区別していることも見られる。これからとりあげる奥郡もそのような区分を示すことばの一つであるが、みちのおくのくにのさらにおくの諸郡とは、陸奥という辺境地帯の中でも最も辺境的な様相を示すと考えられる。

奥郡あるいはそれに類似した呼称が使われている例は、続紀宝亀七年十二月丁酉条に「陸奥国諸郡百姓戍二奥郡一者」とあるのをはじめ、六国史、三代格などにみえるほか[⑦]、奥州後三年記、吾妻鏡などには「奥六郡」という呼称もみえる[⑧]。奥地、奥邑など漠然

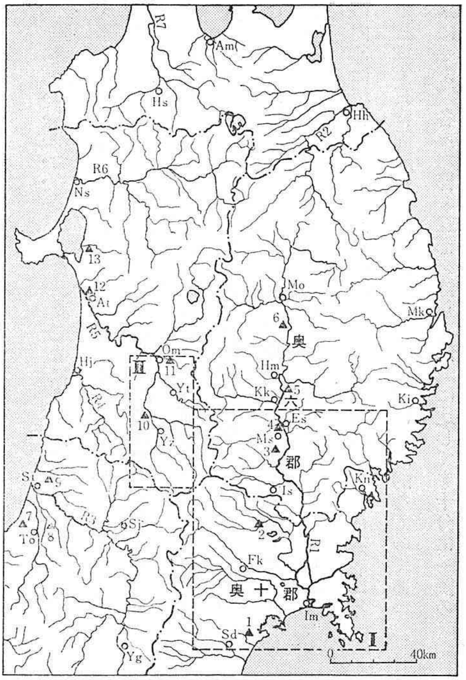

図１　東北地方中北部略図と古代城柵跡

主要都市名……Am—青森，At—秋田，Es—江刺，Fk—古川，Hj—本庄，Hm—花巻，Hh—八戸，Hs—弘前，Im—石巻，Is—一関，Ki—釜石，Kk—北上，Kn—気仙沼，Mk—宮古，Mo—盛岡，Ms—水沢，Ns—能代，Om—大曲，Sd—仙台，Sj—新庄，St—酒田，To—鶴岡，Yg—山形，Yt—横手，Yz—湯沢

主要河川名……R1—北上川，R2—馬淵川，R3—最上川，R4—子吉川，R5—雄物川，R6—米代川，R7—岩木川，

Ⅰ—図２の範囲，Ⅱ—図10の範囲

主な古代城柵跡（問題のある遺跡は文献上との柵との比定はひかえ遺跡名のみを記す。大崎平野の遺跡は図10参照）

1—宮城郡多賀城町市川多賀城跡，2—栗原郡築館町城生野伊治城跡，3—胆沢郡前沢町古城明後沢遺跡，4—水沢市佐倉河胆沢城跡，5—北上市更木町八天遺跡，6—紫波郡矢幅村徳田中学校遺跡（徳丹城跡？），7—鶴岡市大山遺跡，8—東田川郡藤島町藤島遺跡，9—酒田市楯城輪遺跡，10—雄勝郡羽後町足田遺跡，11—仙北郡高梨村払田遺跡，12—秋田市寺内高清水秋田城跡，13—南秋田郡五城目町石崎遺跡，

とした表現は随所に見られよう。この奥郡とは具体的にどの郡を指したものなのか。大同五年の太政官符⑨には「黒川以北奥郡」とあり、この時点で奥郡とは黒川郡以北の諸郡を称している。ただ以北といっても漠然と奥へ拡がる地域を示すものではなく、ある境を持った境域であることは確かであろう。⑩大同五年における最北の郡は胆沢郡まで確認されるから、黒川以北の諸郡とは最大限この胆沢郡までの諸郡である。更に黒川以北という表現に注目すると、黒川以北十一郡⑪、黒川賀美等一十郡⑫、黒川等一十郡⑬などと常に一つのまとまったものとしてとりあげられていることに気づく。そして特に後二者の場合、これら十郡よりも北に栗原郡あるいは桃生郡の建置が確かであるのに⑭それらを含まないのは、その十郡の間に単に地勢的条件を越えた（牡鹿郡は地勢的には非常に離れている）共通性があることによるものと思われる。

これらの奥郡に対して、後年の奥六郡ないし六郡と呼ばれる地帯は吾妻鏡にも見られるように⑮、ほぼ現在の岩手県域、胆沢・和賀・江刺・稗抜・志和・岩手の六郡を指すもので、浮囚長としての系譜を持つ阿倍氏から清原氏・藤原氏へと受け継がれた在地勢力固有の領域を指すものであった。⑯「奥」の地帯は律令時代より

更に北へ進んだといえよう。

六国史等に散見する陸奥に関する史料もほとんどがこの奥郡や、のちの奥六郡の地域に関するものといってよく、従来古代東北史について書かれたものも多くは、この地域での事件を対象にしたものにほかならない。蝦夷の激しい抵抗や、また辺境ゆえの特殊な現象がみられるのもこの地域のことである。この意味から、この地域こそ、律令政府のフロンティアゾーンとか漸移地帯と呼ばれるのにふさわしい地域である。⑰ この小論の目的は、この辺境地帯の中の主として地理的な諸様相を明らかにし、とりわけ、その地域による差異に注目することにより、辺境の開発過程の諸類型の設定を考えることにある。

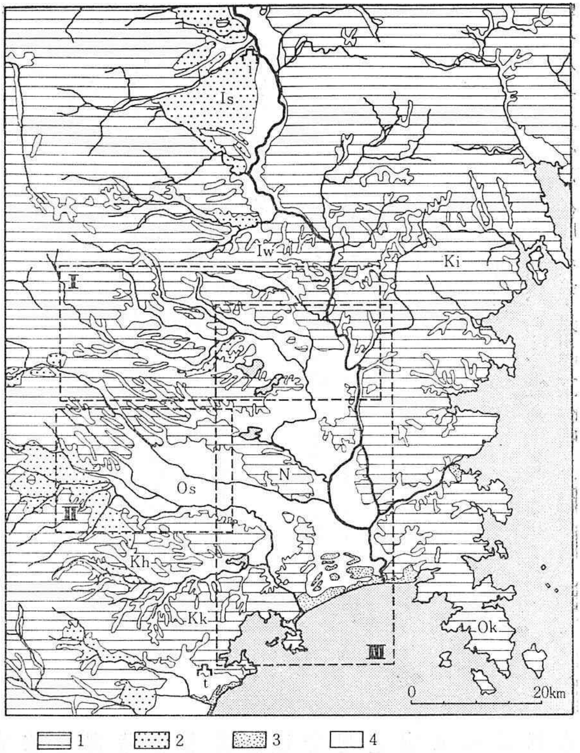

図２　陸奥の奥郡の地勢

1—山地・丘陵地，2—砂礫台地・段丘，3—砂丘・砂州，4—平野・谷底平野

以上の地形分類は，経済企画庁編：土地分類図（地形分類図），を簡略化したもの。Is—胆沢扇状地，Iw—磐井丘陵，Kh—黒川平野，Ki—北上山地，Kk—黒川丘陵，N—篦岳丘陵，Ok—牡鹿半島，Os—大崎平野　i—胆沢城，t—多賀城

Ⅰ—図11，Ⅱ—図６，Ⅲ—図３の範囲

① みちのおくということばについては、

津田左右吉『日本古典の研究』一九四六　第三章東国及びエミシに関する物語

高橋富雄『蝦夷』一九六三　一八五—九〇頁、同『みちのくの世界—文化史的考察—』一九六五　二三—三八頁、同『みちのく—風土と心—』一九六七　一四—八頁など参照。

令では、職員令大国条、戸令新付条、軍防令縁辺諸郡人居条、公式令諸国給鈴条、関市令弓箭条など参照、また陸奥の辺境性ということについては、

高橋富雄：古代国家と辺境（『岩波講座日本歴史』古代３）一九六二、参照。

② 『太平記』奥州下向勢逢難風条。

③ 石城・石背分置についてはその年代等をめぐって大正初年喜田貞吉と高橋万次郎の間に論争があった。この問題の結論並びに論争については左記参照。

土田直鎮：石城石背両国建置沿革考（『歴史地理』八三―一）一九五二

④ 『続紀』天平十四年正月己巳条。

⑤ 『続紀』延暦四年四月辛未条。

⑥ 『三代格』大同五年五月十一日太政官符：応春運按察使幷国司鎮官年粮事、

この場合近郡とは刈田以北の諸郡、遠郡とは信夫以南のそれを示す。

⑦ 『続紀』延暦元年五月甲午条、『三代格』大同五年二月廿三日太政官符：応陸奥国浮浪人調庸准土人輸狭布事、『続後紀』承和四年四月廿一日条、同承和七年三月廿六日条、『三代格』承和十年四月二八日太政官符：応陸奥出羽両国浮浪人送附本貫事、など。

⑧ 『奥州後三年記』序、『吾妻鏡』文治二年四月二四日条、同五年九月七日条、同二三日条、など。

⑨ 前掲注⑦

⑩ 辺境の郡は境界を持たない漠然とした拡がりを持つと言う意見もあるが*、後にのべる夷郡のような場合でない限り令制郡である以上は明確な境域を持つものと考える。

※ 新野直吉『古代東北の開拓』一九六九　一三八頁、同『律令古代の東北』一九六九　一三六―八頁。

⑪ 前掲注④

⑫ 『続紀』神景四年四月癸巳朔条。

⑬ 『続紀』延暦八年八月己亥条、「……其牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川等一十箇郡、与ㇾ賊接ㇾ居、不ㇾ可ㇾ同等、……」

⑭ ここで今後の議論のために、各郡の史料上の設置年代、初見年代を列挙しておく。なお（ ）内の郡は延喜式・倭名抄に見えないものである。また順序は必ずしも式抄に従わない。

白河郡―養老二年初見
磐瀬郡―同　右
会津郡―同　右
耶麻郡―承和七年初見、会津郡より分置
安積郡―養老二年初見
安達郡―延喜六年安積郡より分置
信夫郡―養老二年初見
刈田郡―養老五年柴田郡の二郷で新設
柴田郡―養老五年初見
名取郡―神景三年初見
菊多郡―養老二年常陸国多珂郡より新設
磐城郡―養老二年初見
標葉郡―同　右
行方郡―同　右
宇多郡―同　右
伊具郡―承和七年初見
亘理郡―養老二年初見
宮城郡―天平神護二年初見
（多賀郡）―延暦四年権郡より真郡となる
（階上郡）―同　右
黒河郡―天平十四年初見
賀美郡―天平九年初見
色麻郡―延暦八年初見

（丹取郡）—和銅六年新建
玉造郡—神景三年初見
志太郡—延暦八年初見
長岡郡—同　右
新田郡—神景三年初見
小田郡—天平勝宝元年初見
遠田郡—天平九年初見
登米郡—延暦十八年初見、同年小田郡に併合
（讃馬郡）—延暦十八年初見、同年新田郡に併合
（富田郡）—延暦八年初見、同十八年色麻郡に併合
牡鹿郡—天平勝宝五年初見
桃生郡—宝亀二年初見
気仙郡—弘仁元年初見
栗原郡—神景元年（三年か）新置（後述）
磐井郡—康平五年の存在が陸奥話記で確認される
江刺郡—承和八年初見
胆沢郡—延暦二三年初見
（和我郡）—弘仁二年新置
（薭縫郡）—同　右
（斯波郡）—同右　但延喜式神名部にはある
（岩手郡）—文治五年初見
置賜郡—和銅五年初見、同年出羽国に併合。但『日本書紀』持統三年にみえる優嗜曇郡はこの郡と思われる。
最上郡—和銅五年初見、同年出羽国に併合

⑮ 『吾妻鏡』文治五年九月二三日条、「伝領奥六郡」として割注に伊沢・和賀・江刺・稗抜・志和・岩手（井とする写本もあるが順序などからみて手とするべきである）とある。

⑯ 高橋富雄『奥州藤原氏四代』一九五八　二五—三〇頁、同：平泉政権成立とその権力構造（『日本文化研究所報告』別巻第二集）一九六四

岡部精一：前九年役と後三年役（日本歴史地理学会編『奥羽沿革史論』所収）一九一六

田中喜多美：安倍期（『盛岡市史』第二分冊「中世期」）一九五一

板橋源：陸奥阿倍氏考（『岩手史学研究』二〇）一九五五、同『奥州平泉』一九六七、

三宅長兵衛：前九年役の再検討（『日本史研究』四三）一九五九

『陸奥話記』には、阿倍氏の柵として小松柵、石坂柵、衣川柵、鳥海柵、大麻生野柵、瀬原柵、黒沢尻柵、鶴脛柵、比与鳥柵、厨川柵、嫗戸柵などがあげられている。これらは阿倍氏一族の拠点であり、またその地域での中心集落的なものであったと思われる。これら阿倍氏の柵と、律令政府によって作られた柵との位置関係や、性格の違いなど興味ある問題ではあるが、今は詳しく述べる余裕はない。律令政府による城柵の研究は数多いが、阿倍氏より藤原氏に至る現地勢力の手にな諸柵館の研究は、若干例をのぞいて非常に少ない。

⑰ 山田安彦：東北日本における律令国家の漸移地帯—地域構造の推移に関する歴史地理学的研究試論—（『立命館文学』一六九）一九五九、同：東北日本における歴史的フロンティアの特質（『岩手史学研究』三三）一九六〇

栗原薫：古代に於ける辺境の研究（『北海道学芸大学紀要』第一部四—一・二）一九五三

二　山道と海道

陸奥で山道・海道という場合二通りの使い方がある。その一は、海道とは石城地方、すなわち現在の福島県太平洋沿岸地帯を指す

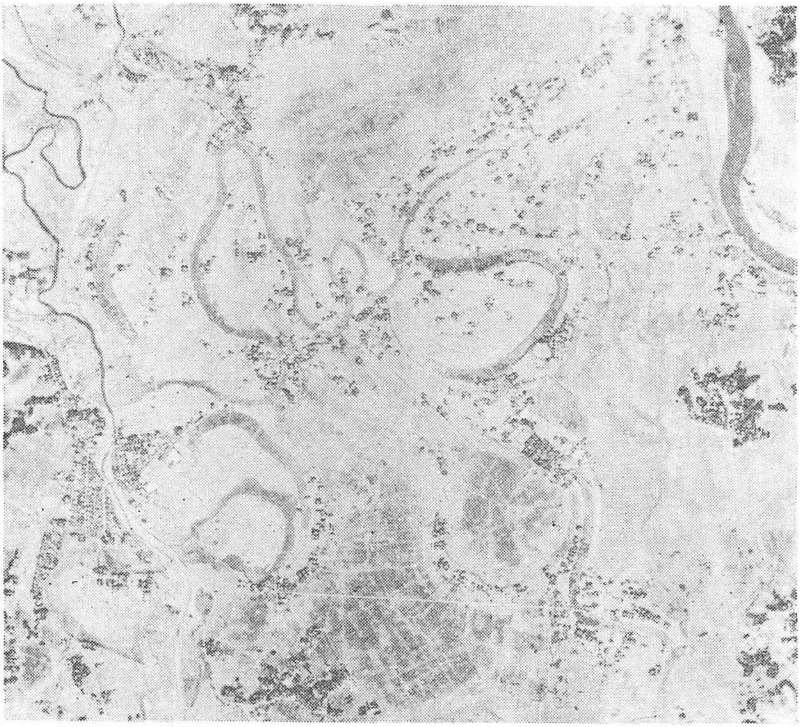

写真　北上川の旧流路

写真は，戦後（1947年11月）に撮られた，原縮尺，約4万5千分の1（紙面の都合上，さらに約2分の1に縮小）の航空写真である。左下に見える町は佐沼であり，右上の河が北上川である。佐沼より北東に，広く発達した自然堤防と，その中に刻みこまれた旧河道が明らかであろう。旧河道跡は，左上より下方に流れている現在の迫川に合し，メアンダーをくり返している。

場合である。①第二は、多賀城以北の奥郡地帯を東西に二分して使われる場合である。例えば天平九年、大野東人が出羽雄勝方面に遠征することを記した史料に、②「開二山海両道一」あるいは「差二田夷遠田郡領外従七位上遠田君雄人一、遣二海道一、差二帰服狭和我君計安塁一、遣二山道一」とみえる山道・海道は、多賀城以南のことではありえない。この山道・海道という大区分は奥郡の地域の構造の一つの基礎をなしているものである。

宮城平野の北端に位置する多賀城の北には東西に高度二百メートル余の黒川丘陵と呼ばれる丘陵がのびている。この丘陵を越えると、東の北上山地の延長部と西の奥羽山脈との間には、北上川と奥羽山脈に源を持つその支流などの作る、大小の平野と低平な丘陵により、北上川を中心に南北に平野と丘陵が交互に並んだ地形が作られている。これが小論の主と

して対象とする地域にほかならないが、この内部で山道とは西部の奥羽山脈の裾部、当時の郡でいえば黒川・賀美・色麻・玉造などの諸郡から、さらに栗原郡を経て北上川中流域へ通ずる地域、即ち後の延喜式に載る官道に沿った地域を指し、海道とは文字通り松島湾を船で渡ったのか、湾の沿岸を通行したのかは不明であるが先の奥郡地帯の東部、北上川流域の諸郡（牡鹿郡桃生郡など）とさらに太平洋沿岸地帯を指したものと思われる。それではどのような条件からこのような区分が生れたのか。

先述のような地形をもつ奥郡地帯の中央を南北に流れる北上川の周囲には現在でも大小の沼沢地が残存する。近世以来最近まで続いた品井沼・伊豆沼・長沼・中田沼・広淵沼などの干拓や新田開発[3]の行なわれる以前にはさらに広大な低湿地が広がっていた。明治後期の測量による地形図や近世の絵図からも、そのことがうかがえる。このように広大な低湿地を形成した主因はいうまでもなく北上川であろうが、北上川は度々改修がなされており、十分な記録のないところから、その旧流路については従来から議論の多いところであった[4]。

北上川の流路変遷に関する最も古典的なものとでもいうべき『北上川古今沿革調』[5]によりながら旧来の説をのべると次のようになろう。（図3参照、〔 〕内は筆者の挿入）「古来本川著名の工

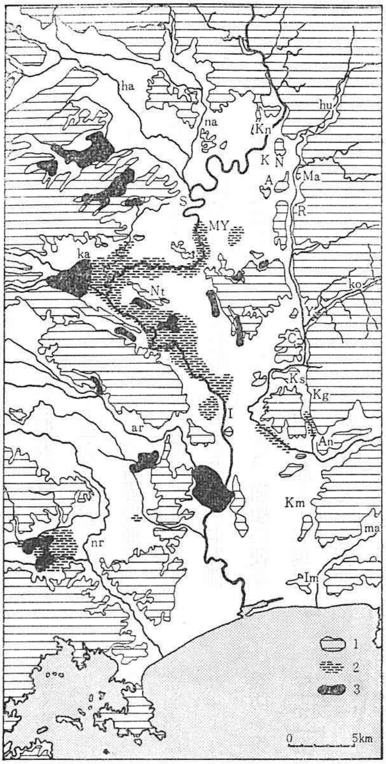

図3　北上川の旧流路の復原

1—山地・丘陵地，2—明治後期の地形図で低湿地となっている部分，3—同じく沼沢地。従って低湿沼沢地の状態は近世以前を示すものではない。

ローマ字，大文字と小文字の組み合せは現在の地名を示す（文中参照）。小文字のみは河川名で下記のとおり。

ar—荒雄川，ha—迫川，hu—二股川，ka—蘇栗沼，ko—小川，ma—真野川，na—夏川，nr—鳴瀬川

広淵沼付近の流路については注の文献や地形図を参照して暫定的に定めた。従って当時の北下川の下流部は，現在の定川と同一路となっている。砂丘列の形成や流路の変更など沖積期の河口部の地形史が究明されねばならない。

事を探くるに、古昔の流線は大に現今のものと異にして、其詳細は知るに由なしと雖も、本川は旧と登米郡米谷村の西南、浅辺村（今は浅水村地内）〔図中A地点。以下文字のみに略す。〕より、葛籠淵堤防に沿うて、同郡森村と吉田村との村界を経過し〔MY〕、今の迫川の流線に入れりと云ふ。而して今の支川二股川は、当時登米郡鱒淵村を経て、米谷村地内〔Ma〕を過ぎ、本吉郡柳津村〔Y〕に向て、流通したる⑥本川の急流にして、通船の便なきを変え、慶長元和の間、伊達相模宗直大土工を起し、水越村地内字川面〔現登米郡中田町、K〕より、西郡村地内〔N〕を湾曲に掘鑿し、堤防を築いて〔中田町上沼大泉より水越に至る全長七キロメートル近くある、相模土手と称されているものを指すのであろう〕水路を左に転じ、之を二股川の流線に導き、米谷村楼台〔R〕より、本吉郡柳津村茶臼館〔C〕下に於て、小川（小麻川とも云）を入れ、桃生郡樫崎村〔Ks〕を経、成田村の内字合戦ケ谷沼〔Kg〕を過ぎ、飯野川に合し、同郡相野谷村地内〔An〕に於て、迫川の流線に会せしめたりと。然れども、是又急流にして舟を行るに堪さるのみならず、幅員僅に十間内外なりしを以て、沿川各村水害甚しく、人民大に之を苦めり。是に於て（蓋元和年代の事）又柳津村地内字小麻〔Y〕に、締切堤防を築き、本川を導いて遠田郡猪岡短台村地内〔I〕に至り、迫川の上流に合せしむ。即今の流脈にして、爾後始めて通船の便を得、運輸の業漸く盛なるの端を発けりと云ふ。寔に大工事と云ふべし。是より下流桃生郡鹿又村〔Km〕に至るの間も、亦多少の変遷を受けたるなるべしと雖も、年代事蹟とも考ふべからず。而して伊達政宗封内産米回漕の便を謀り、藩士川村孫兵衛重吉に命じ、元和九年より寛永三年に至る四年間に於て、鹿又以南原野を掘鑿し、堤防を築き新河線を開き、本川を派導して真野川に入れ、石巻村〔Im〕湊村の間を貫流して海に注がしむ。即今の合派川是なり。」

『北上川古今沿革調』がどんな資料にもとづいて、この記事を記しているかは不明であるが、古来よりの記録伝承をつなぎあわせた結果の記述と思われる。伊達相模以降の複雑な変遷についても疑問の箇所があるが、今はそれらに触れない。本論に関連のある問題点は、森村と吉田村の間を経て迫川に合していた北上川が、その下流でどう流れていたか、について全く述べていないことである。しかし伊達相模が工事を行う前には、浅水あたりより西南に流れていたという伝承（？）は重要である。

問題となる登米郡北部を航空写真や地形図でみると、中田町上沼〔Kn〕・水越〔N〕あたりより西南西に迫町佐沼〔S〕に至る間に巾広く自然堤防や旧河道（一部は河跡湖として残っている）がある。

これらを過去の北上川本流とはみない意見もあるが[8]、その規模からみて一時の氾濫によって形成されたものではない。いくつかの時期の旧河道が重複している中で、最も明瞭なものは大きくメアンダーしながら佐沼付近で迫川に合し、さらに現在の迫川に沿ってメアンダーをくり返しながら南流していく跡を残している。新迫川が開鑿される以前の迫川は、篦岳（ののたけ）丘陵の北を西に大きく迂回し、蕪栗沼〔Ka〕をはじめ多くの沼沢地を形成していた。筆者はこれを近世以前の北上川の主流と考える。従って北上川の旧河道で従来最も問題となってきた柳津・相野谷間〔Y—An〕の流路は、近世以前では問題にならない。米谷・柳津間〔Ma—Y〕は『沿革調』の述べるように二股川の流路であったことになる。このようにして想定された流路は、先述の伊達相模による工事の事実や、合戦ケ谷のあたりに大河があれば水没する位置に古墳があるという指摘[9]とも矛盾しない。（一〇四頁の写真と図3参照）

山道と海道という区分は、この北上川によって形成された南北に続く広大な沼沢や低湿地のために、奥郡地帯が東西に分断されていたことを示すのに他ならない。東西の交通をはばんだこの低湿地があるために、奥郡への進出は牡鹿→桃生→登米という海道と、黒川→玉造→栗原という山道の二つの道により行なわれた。またこの流路は東西交通を妨げると共に、逆に南北交通には水路として使用されたことは十分考えられる[10]。

ここで北上川の流路に関連して二つの問題に触れておきたい。一つは、中山柵が米山町中津山とする比定が正しいとした場合、低湿地の真中にある城柵の性格について、もう一つは、従来北上川に股がる、とされてきた桃生柵についてである。

中山柵　日本後紀延暦二三年正月十九日条にみえる小田郡中山柵は、地名や遺構から米山町中津山〔Nt〕の地に比定されている。ここは以上のような流路を想定すると低湿地の真中、北上川の本流に沿ったところになる。それゆえに城柵の位置として適当ではないとする意見もある。

中山柵は「小田郡中山柵」と郡名を付されていることからみても他の城柵に比して、異なった性格を持つことが予想されるが、延暦二三年当時、征夷の前線は既に胆沢方面から志波にまで進んでおり、小田郡付近を拠点にして征夷を行うことは考えられない。従って少なくともこの時点で、中山柵に征夷の前線基地としての性格を考えることは適当ではない。むしろ東国より運ばれた軍糧を胆沢・志波へ送りこむための北上川水路の中継的交通基地と考えられる。もちろん中山柵も最初は遠山村あたりの征夷を目的に置かれたものと推定されるが、征夷完了の

のちは北上川水運の基地として機能したのではなかろうか。このように考えれば米山町中津山の位置は適切なものとなる。また中山という名は、沼沢地の中の丘、という意味と、遠山に対して真中あたり、という意味もあろう。

桃生柵　続紀天平宝字四年正月丙寅条の勅に「又於㆓陸奥国牡鹿郡㆒、跨㆓大河㆒凌㆓峻嶺㆒、作㆓桃生柵㆒」とあるところから、桃生柵の位置は、大河すなわち北上川に跨がり、峻嶺を凌ぐようなところとして、北上川の流路と密接に関係のある問題として取り扱われてきた。[12] しかし筆者は「跨㆓大河㆒凌㆓峻嶺㆒」を「大河に跨がり峻嶺を凌ぐ」と読むことに疑問を持っている。[13] 跨は新撰字鏡に「踏跨、斉足而踊之貌、又、越也、アフドコム、又、ヲドル」、類聚名義抄に「跨、ワタル・マタガル・アフドコブ」とあるように、[14] マタガッテイル、という状態の他に、股にかけて越す、という行為を意味することばでもある。日本書紀での用例をみても両者の意味に使われている。[15] また凌も、シノグのほかに、コエル・ノボル・ワタルなどの意味がある。[16] このように「跨㆓大河㆒凌㆓峻嶺㆒」は「大河を跨え峻嶺を凌え」、すなわち牡鹿柵があり早くから開発の進んでいた地方（現在の石巻市、矢本町方面の砂丘地帯であろうか）より、北上川を渡って桃生地方へ進出したことを示したものではないか。[17] 従って桃生柵自体に、大河に跨がる、という位置を考える必要はないと思われる。

① 『日本後紀』弘仁二年三月二二日条にある「海道十駅」は養老年間に石城国に置かれたものと思われる。これに対する山道の使用例は見あたらないが、おそらく内陸を指すものであろう。

② 『続紀』天平九年四月戊午条、その他このような例としては同神亀元年三月甲申条、同四月丙申条にみえる「海道蝦夷」、同延暦八年三月辛亥条にみえる「分レ道入㆓賊地㆒」などがあげられる。

③ 『宮城県史』8　土木篇、一九五七参照

④ 只野淳：北上川の変遷（前掲注③所収）には諸家の意見を総括してあるが、その論調は必ずしも明解ではない。特に近世以前の状態については殆んど述べていない。近世の状態についても、芭蕉の『おくのほそ道』に記された行程の関係から疑問が持たれている。*

※ 金沢規雄：『おくのほそ道』の一考察—「松嶋」から「平泉」まで—（『宮城教育大紀要』二）一九六七

⑤ 『仙台叢書』第五巻所収、二四五—六頁。

⑥ ここは原文のままでは意味が通じない。「流通したる」で文を切るべきであろう。

⑦ 只野　前掲注④三七一頁、『宮城県史』16 観光篇一九五五　五三五—六頁。

⑧ 小出博『日本の河川—自然史と社会史—』一九七〇　七六頁。

⑨ 喜田貞吉：日高見地方見聞録（『桃生郡誌』所収）引用は金沢前掲注④二〇一頁による。

⑩ 『続紀』宝亀七年七月己亥条には陸奥に船五十隻を配したことがみえる。

⑪ 伊東信雄：古代史（『宮城県史』1　古代史・中世史）一九五七　一一五頁。

⑫ 伊東信雄 前掲注⑪一三五頁、高橋富雄『蝦夷』一九六三 二一八—二一頁。
⑬ 国史大系本『続日本紀』の読み方。
⑭ 引用は岩波古典文学大系『日本書紀』上、五二五頁の頭注による。
⑮ 景行天皇四〇年是歳条、仁徳天皇即位前紀、雄略天皇七年是歳条、顕宗天皇三年是歳条、舒明天皇九年是歳条など。
⑯ 景行天皇四十年是歳条、垂仁天皇後紀、雄略天皇二年十月丙子条などの用例参照。
⑰ 井上通泰『上代歴史地理新考—東山道』一九四三 三七二頁には「大河を渡り夷境に逼りて桃生柵を作り……」とある。

三 黒川以北十郡——大崎平野——

先にもふれたとおり、黒川以北十郡①（牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川の諸郡）は一つのブロックとしてとりあげられている。この中で、海道にある牡鹿郡、黒川丘陵の北、吉田川の作る小さな沖積平野にある黒川郡以外の残り八郡は、すべて大崎平野の郡である。

大崎平野は江合川（荒雄川）と鳴瀬川によって形成された沖積平野で、その南北巾約一〇キロメートル、北西南の三方を一〇〇メートル前後の低平な丘陵に囲まれ、とくに東北方には二〇〇メートル余の高度を持つ篦岳丘陵がそびえている。現在古川市を中心として県北最大の米どころであるが、古代以来この地方の歴史の中心でもあった。

この大崎平野を中心とした地域が律令政府の大規模な侵入を受け、令制郡に組織されていく以前の状態として、古墳文化を簡単に見ておく。②中期古墳の分布③をみると、大崎平野周辺と黒川丘陵以南の宮城平野の古墳文化には大きな相違は見られない。むしろ大崎平野はその分布の北限であり、それ以北の地との差に注意すべきであろう。中でも古川市塚目の大崎平野西部中央に位置する青塚④は、墳丘長一〇五メートルを持つ県内第四位の規模の前方後円墳であるが、色々の点から仙台市南小泉にある遠見塚⑤と類似している点に注目したい。まず形態は、両者とも周湟があって、ほぼ南北方向の主軸を持ち封土もあまり高くない。ただ青塚は前方部が失なわれていて詳しいことはいえない。内部構造は、両者とも後円頂部に長軸に平行の粘土槨であり（青塚には木炭の外被施設があったという）副葬品も、両者とも見あたらずただ槨上に土師壺が一ケ発見されたのみであった。そしてその形式は、両者とも南小泉式⑥のものといわれている。加えて立地の上からも、共に沖積平野の中央に位置する。それらに加えて、古墳の傍には土師器を多く出土する集落跡がある点も共通する。これらのことは、この時代（遅くとも五世紀中期の）⑦の大崎平野においては、黒川丘陵の南と質的に大差のない文化が存在していたことを示している。

次の時期に注目すべきは小規模な円墳の群集墳と横穴群である。色麻村上郷古墳群⑧や古川市塚原古墳群⑨などに代表される円墳群が、大崎平野の西部から西北部にかけて山道の交通路に沿ったかのように分布しているのに対し、横穴群は岩出山町川北横穴群⑩のように平野の西端にあるものから⑪涌谷町追戸横穴群のように箟岳丘陵の麓にあるものまで平野の周辺各地に分布し、さらに牡鹿郡方面にも、またもっと北の地域にも随所で発見されている。そして円

図4　奥郡地帯の古墳分布

A—中期前方後円墳，B—その他の中期古墳，C—後期以降の小円墳群，D—横穴群　分布図は，注の文献や，『全国遺跡地図（宮城県）』に加えて，様々の方の御教示によって作成した。

1—仙台市南小泉遠見塚古墳，2—小牛田町京銭塚古墳，3—古川市青塚古墳，4—色麻村念南寺古墳，5—色麻村御山古墳，6—宮崎町夷森古墳，7—鳴子町石の梅古墳，8—大郷町大小寺古墳群，9—色麻村上郷古墳群，10—古川市日光山古墳群，11—古川市塚原古墳群，12—河北町中島荒町付近の円墳群（呼称未定），13—志波姫町城内古墳群，14—栗駒町鳥矢ヶ崎古墳群，15—松山町亀井囲横穴群，16—三本木町館山・蟻ヶ袋横穴群，17—涌谷町追戸横穴群，18—岩出山町川北横穴群，19—一迫町川口横穴群，20—若柳町上畑岡横穴群，21—石越町山根前横穴群，22—花泉町杉山古墳群，23—花泉町阿惣沢古墳（22，23の古墳群は岩手県域に多い，いわゆる蝦夷塚型式のものであるが，分布図には示しておく），24—本吉町大谷蝦夷塚古墳群。

墳群も横穴群も分布の上では先の中期古墳のそれをはるかに越えて広がっている⑫ことが注目される。これらの中の一部には律令政府の力による新しい勢力の直接の侵入を示すものもあることが予想される⑬が、今のところ明確ではない。

十郡の成立　黒川以北十郡の成立を考える際出発点となるのは和銅六年の丹取郡の建置⑭である。この丹取郡は宮城平野の名取郡のこととされてきたが、大崎平野の玉造地方あるいはその近辺に建てられたものとするべきであろう⑮。

しかしその後どのようにして黒川以北十郡と呼ばれたような小規模な郡が成立していったものかは十分に明らかではなかった。

倭名抄によりこれらの郡内の郷を検討した結果、二つの重要な点が指摘されている。第一は服部昌之によって詳しく述べられたように⑯、管郷数が少なく、かつ後に合併したことからして、最初の管郷数は各々二郷⑰であったと思われることである。第二は、郷名に東国の郡名と同じものを持つ郷が少なからず存在することで⑱あ

る。例は少ないが同じことは出羽にもみられる。[19]古代にあってある地域の住民がまとまって移住した際に前住地の地名をその新集落の名とすることは、奈良盆地や近江湖東平野にある国名地名の場合[20]にも考えられているが、陸奥への東国よりの移民の場合にも同じことが行なわれたと思われる。

陸奥経営にあたって東国系の氏族が深く関与したことは様々な点から明らかであるが、[21]奈良時代に入ってからは直接移民が行なわれたことが、史料に記されている。中でも霊亀元年に見られる[22]相模など東国六国の富民千戸を陸奥に配するという例は、他に例を見ない大規模なものである。これには、陸奥に配する、と漠然と書かれているのみであるが、この移民の対象となった地域は黒川以北十郡の地域であったと考えられる点がいくつかある。先にのべたようにこれらの郡の郷名に東国の郡名を持つものがあり、それらの国とこの六国とは一致する。また大崎平野の瓦窯跡で焼かれた瓦に「相」「上」「常」「毛」など東国に関係する文字を刻したものがあることも、[23]この地に東国よりの移住が行なわれたことを示すものであろう。これらの瓦窯跡で焼かれた最も特徴的な瓦である重弁蓮花文鐙瓦の文様は、近江国の百済文化の影響があるといわれるが、[24]近江からの直接の影響というよりも、むしろ東国でも大きな勢力となっていた帰化人集団が、大規模な移住に加わってこのような文様や技術を伝えたのではなかろうか。多賀城・同廃寺を主目的として作られた瓦が、多賀城周辺ではなく遠く離れた大崎平野で焼かれたのは（国分寺の瓦は仙台市北郊の瓦窯跡で焼かれた）、この時に造瓦の技術を持つ人々は、大崎平野にのみ存在していたことを示すものではなかろうか。また「富民千戸」とは人数にすれば一郷戸平均二五人[25]としても、二万五千人という大規模な移民である。しかも富民とあるからには、帰化人なども含めた先進的技術を保有した集団であったと思われる。彼等が一括して、未だ令制郡に組織化されていなかった黒川以北の土地に移住したとするなら、戸令によれば千戸からは小郡十郡が作られる。これは黒川以北十郡と数の上では一致するが、単なる偶然であろうか。

先に簡単にみた中期古墳文化からも、また地勢的にも、大崎平野は一つのまとまった地域としてとらえられる。それがこの時に少なくとも八郡（丹取郡が存続しているなら九郡）に分割されたのは、現地における自生的地域を継承したから、とする意見もあるが、[26]新しく移住した側の事情によるものであろう。あるいは前住地での地縁関係を保持したのかもしれない。また、この移住に際して従来この地に居住していた住民が逆に陸奥以外へ、強制移住させられたとする意見もある。[27]陸奥から他国へ送られた俘囚が、多数

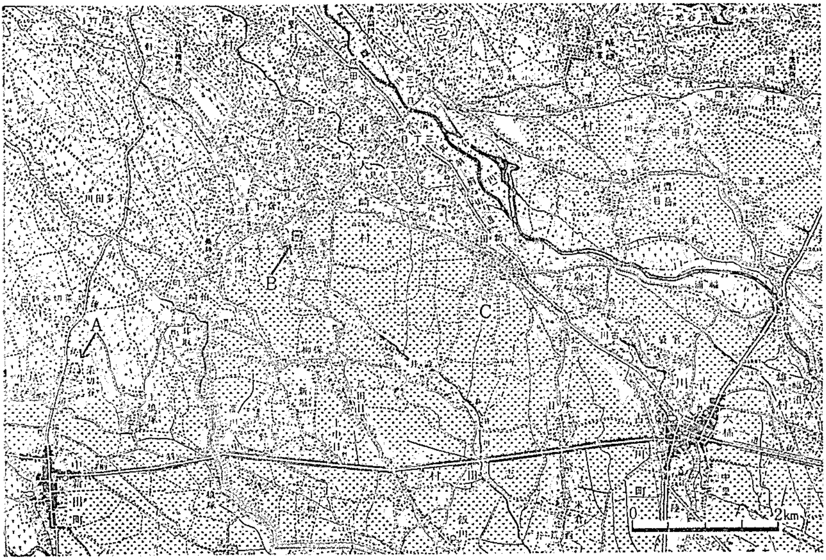

図5　耕地整理以前

明治34年測量の5万分の1地形図「古川」の一部である。古川の北西部，旧東大崎村志田村などの平野部に，直交する道路や水路が認められる。次に示す地籍図は，東大崎村新田の集落のすぐ近くの部分である。その南，塚ノ目にある神社は，前方後円墳青塚の後円部の上に建っており，集落の周辺では土師器を供なう竪穴住居址群が発見されている。図中左中央には耳取の地名がみえる。なお，A，Bは各々，菜切谷廃寺跡と伏見廃寺跡の位置を示す。また図6の地籍図は図中C付近のものである。

あることは確かであるが、大崎平野全体の住民とは思えない。それらは、のちに度々起る叛乱鎮圧の結果、行なわれたものであろう。史料による限り、現地勢力による大規模な叛乱[28]がおこるのは、むしろ大崎平野以北に律令政府の進出が行なわれて以降のことである。黒川以北十郡の建郡にあたっては、東国よりの移住者を主体とし、現地勢力とは融和しながら進められたのではないか。大崎平野以北にも、政策上の融和が進められたことを示すのが、こののち数年の間にみえる香河村、閇村、田夷村など夷村への「建郡家」であると思われる（詳しくは第四章にのべる）。

次にこのようにして成立した郡の景観に関連する若干の問題を、現在発見されている遺跡を手がかりに述べてみたい。

大崎平野では古墳時代既に中央部まで人々の居住が進んでいたことは既に述べた。塚目住居跡は海抜二一メートル余のところにあり[29]、鉄農具も発見されているところからして、進んだ農耕の行なわれていたことが知られる。そして東国よりの移民によって、郡郷制[30]に枠づけられた政治・社会組織のもとで条里制にもとづく土地開発が進

らめれたと思われる。

陸奥の条里制は黒川盆地までは確認されていた。[31] 大崎平野でも地名の上からはその存在が予想されていたが、[32] 耕地整理以前の地割を示す明治三四年測量の五万分一地形図や明治期の地籍図によると、大崎平野の西部から北部にかけて広範に方格地割の存在が認められる。平野全体の条里復原は未完成であるが、その一部を示しておく。一町毎の方格はほぼ明らかではあるが、坪内の地割は長地型や半折型というような範疇に入るものではない。これを古代の条里制下の地割とする根拠には欠けるが、同じく東北地方の各所で確認されている事例[33]に従って、その可能性を暗示しておきたい。

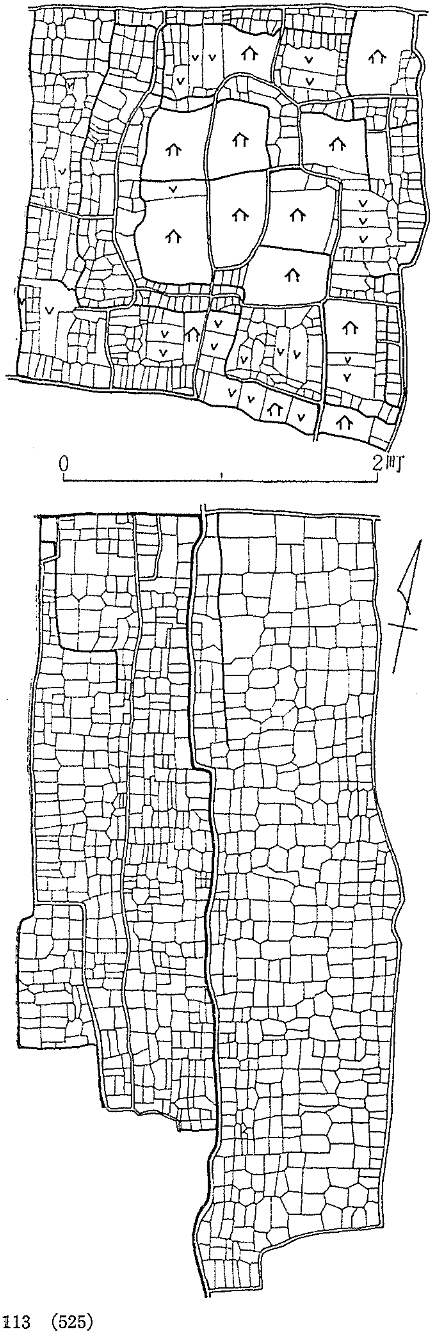

図6　古川市（旧東大崎村）新田の地籍図一部、上―字南構、下―字目県田、並柳

ここで条里に関連していわゆる辺境堡村なるものについて少し述べておく。軍防令の縁辺諸郡人居条に「皆於二城堡内一安置」とあることより、辺境地域の村落はすべて周囲に防塁を施したもの[34]と考えられたり、そこまで極端ではなくとも長大な堡塁線に囲まれた地域が堡村であると考えられたり[35]している。しかしまず養老令の文章が、日本での具体的なものを考慮したものかどうかが疑問である。[36] 多賀城においても外郭の土塁とされてい

たものが築地塀であったことが明らかになっている。[37]そして条里制が広範に施行されている平野に辺境堡村というような特殊な村落形態を考える必要はないと思う。山形市北部嶋で発見されたおよそ八世紀ころの集落遺跡では集落囲郭とみなしうる遺構は存在しなかったとされている。[38]方八丁という遺称を持つ辺境的計画集落と思われる遺構[39]も、密度高く分布するのは胆沢地方に限られる。特に黒川以北十郡の地域に全く見られないのは、この地域が条里に象徴されるような村落形態であったからであろう。又伊治城・桃生城・新田柵などの防塁線[40]と呼ばれているものについても、私見による限りそのような性格の遺構の存在は疑問である。一般に陸奥辺境地域ということから、即座に蝦夷の攻撃の危険性への防禦、などという特殊性が観念的に過大に強調される嫌があると思う。少なくとも黒川以北十郡の地域は、開拓当初には危険極まりないというような状態ではなかった。そのような特殊性は地域的には伊治城以北の地域で初めて考慮されるべきである。

大崎平野の周辺で現在発見されている主な古代の遺跡を、古瓦の分布を中心に示したのが図7である。[41]これらの遺跡の文献に見える諸城柵への比定が、従来最も議論の多い問題の一つであった。この問題に関して個々の遺跡を詳しく説明する余裕はないが、最近発掘された伏見廃寺跡の確認[42]により、従来の考えに再考を要することを注意しておきたい。城柵への比定は後に触れることにしてまず注目すべきことは、これらの遺跡、あるいは散布地が平野の西部から西北部、北部の丘陵と平野の接触線付近に分布し、それも単に散在するのではなく、いくつかの遺跡がセットとなってほぼ等距離(約五キロメートル)に分布することである。先に述べた黒川以北十郡の中の八郡がこの大崎平野にあるが、この遺跡の分布は平野の周辺部における同規模の小郡の成立と関連するのではなかろうか。もちろん即座にこの古瓦の分布地が郡家であるとすることはできないが、各々小郡ながらも例えば寺院のように何等かの中心機能を持つ施設を郡域の中心位置に持っていたとすることはできよう。大崎平野の城柵が郡家機能を兼ねていたという指摘[43]は注目すべきである。郡家は一般的にはあくまで在地勢力によって維持される地方的施設であり、城柵は鎮守府の前線基地としての中央的施設であるが、中央の政策に従って東国移民を中核として作られた黒川以北十郡にあっては、郡家の性格も一般とは異なり、最初は郡家も特に独立して作られず、諸機能が一つの施設で果されたことも考えられるからである。

次に一つの遺跡のセットの中での、遺跡相互の位置を考察したい。これらの遺跡の中で発掘が行なわれたのは、菜切谷廃寺跡[44]と

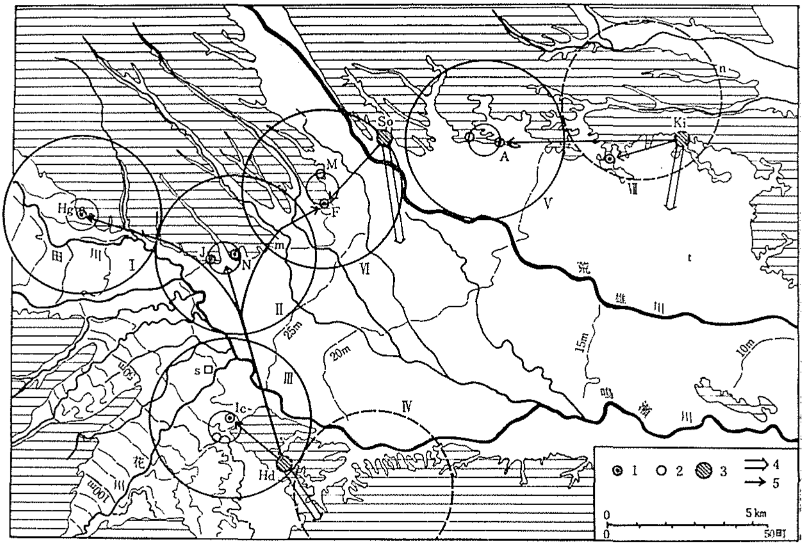

図７　大崎平野西部の遺跡の分布と郡

1，2—古瓦出土遺跡，１は特に，多賀城式重弁蓮花文鐙瓦を１点でも，その中に含む遺跡。3—同瓦の瓦窯跡と確認されているところ。4，5—同瓦の供給関係，４は多賀城への供給を示す。
遺跡名……A—古川市三輪田安養寺跡，F—古川市伏見廃寺跡，Ic—色麻村一関遺跡，J—中新田町城生遺跡，Hd—色麻村日の出山瓦窯跡，Hg—宮崎町賀美石東山遺跡，Ko—田尻町小松大崎八幡遺跡，Ki—田尻町木戸瓦窯跡，M—古川市名生遺跡，N—中新田町菜切谷廃寺跡，So—古川市小林荘厳寺囲瓦窯跡，
地名……m—耳取，n—大里仲村，s—四竈，t—高城。　遺跡を中心に描いた円は決して郡の領域そのものを示したものではないが，理念的なプランとして，このような圏が存在したのではないか，と考えたことによる。近接している二つの遺跡は，直径10町の円の中に入り，直径50町の円を描くと，Ⅰ，Ⅱ，Ⅲはほぼ接する。Ⅱを中心に三方に，新郡が建設されたごとくである。Ⅰは賀美郡，Ⅱは丹取郡，Ⅲは色麻郡，Ⅳは玉造郡，Ⅴは長岡郡であると推定する。Ⅶ，Ⅷは，各々富田郡，新田郡を意図して画いたが，中心になる遺跡が発見されていない。小松大崎八幡遺跡は本文に述べたように古代の新田郡関係のものとしては疑わしい。志太郡，小田郡についても，不明である。

伏見廃寺跡のみで、他の遺跡の実態は不明である。しかしこの両寺院跡から約一、〇—一、二キロメートルの距離のところに、城柵跡と考えられている遺物散布地や遺構がある。長岡郡の中心と考えられる、古川市北郊、三輪田安養寺跡の西約一キロメートルの茂木にも布目瓦の散布がみられ、同様のセットをなしている。多賀城内城跡と同廃寺跡との距離は約一、二キロメートルであり、大崎平野の遺跡のセットの中にみられる距離に等しい。とりわけ菜切谷廃寺の創建に使用された瓦は、多賀城・同廃寺と同じものであることから、同時期に建てられたと考えられているが、遺跡相互の距離も等しいということは、多賀城・同廃寺のプランをミニチュア化したもの[45]が

大崎平野に建設されたことを示すものではなかろうか。

多賀城廃寺や菜切谷廃寺・伏見廃寺は各々城柵の付属寺院とされているが、その付属の意味は明らかではない[16]。大宰府では政庁の東に二町隔てて観世音寺があり[17]、秋田城の四天王寺は内城の東南約五〇〇メートルにある。付属寺院と称するものも、その距離がこのように様々であるのは、機能上の連関も必ずしも単一ではないことを示すと思われるが、詳しくは後考に期したい。また城柵も国府と同じように方格プランを持つ、と述べられたことかあるが[18]、それに加えて城柵そのものは、都市的なものというより、むしろさらに大きなプランの中に計画的に組み込まれた一つの施設と考えたい。多賀城周辺では、南面外郭築地線と多賀城廃寺の中軸線とは直交し（N7°E）、また両遺跡の間の地割にもその方向に沿うものがあることより、広域な計画性の存在が示唆される[19]。大崎平野の諸遺跡の場合、発掘例も少なく、表面上は後世の攪乱

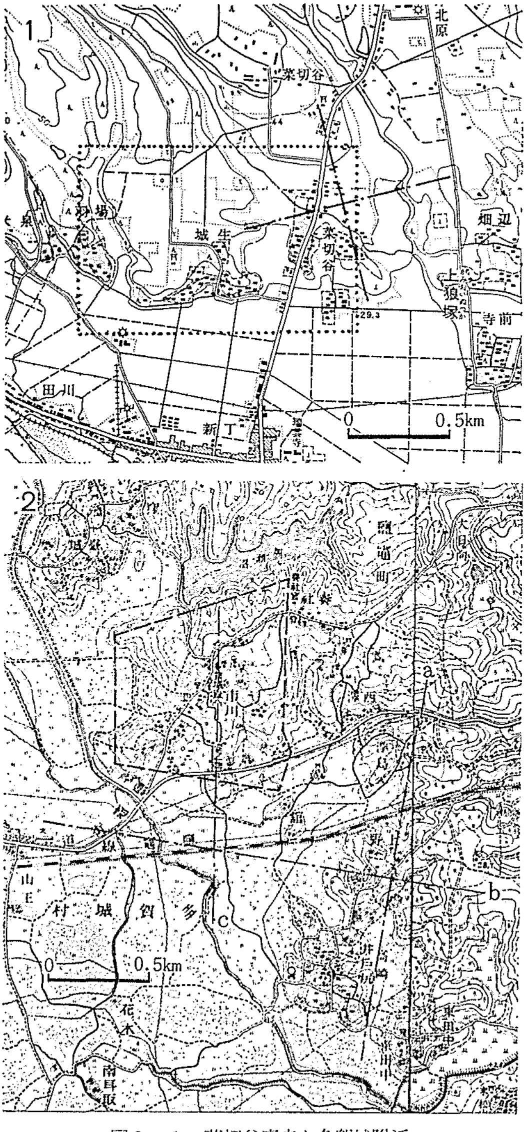

図８—１　菜切谷廃寺と多賀城附近
（説明は次ページ参照）

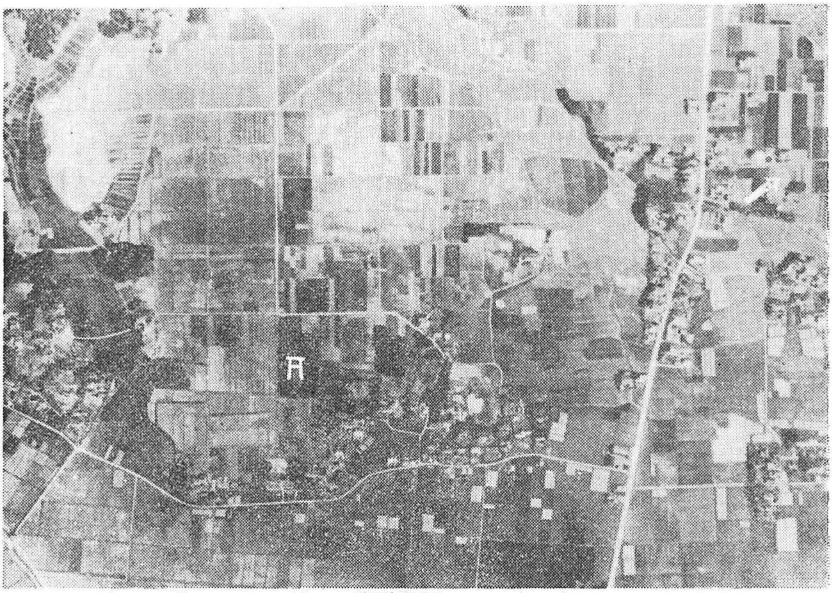

図８―２　菜切谷廃寺と多賀城附近

地形図１と航空写真は中新田町菜切谷・城生附近を示すものである。地形図１の点線内は上の航空写真の範囲である。菜切谷廃寺（写真矢印）の中軸線の傾きとその西の谷にある地割の方向と一致することに注意。城生にある神社（観音堂）附近からは布目瓦などの遺物が発見され，また以前には土塁や空堀もあったというがそれが古代城柵跡であるとする材料はまだない。地形図２で，多賀城と同廃寺の位置関係を示す。ａ，ｂは廃寺の伽藍配置の中軸線であり，ｃは多賀城の南北中軸線である。ｂと外城南辺の方向とは一致し，同方向の水路・道路も認められる。

が甚しく詳しいことは不明であるが、菜切谷廃寺の中軸線の方向と、城柵跡とされる城生遺跡との間の谷に残る地割の方向とは等しい。今後、単一の施設にとどまらず、それらを含む機能的に一体となった、より広い範囲に於ける計画性を問題にしたい。

ここで城柵や郡について、具体的にどの位置を比定するかについて触れておく。[50]まず問題になるのは、色麻・玉造両柵の位置である。色麻郡は現在の色麻村四竈を含む範囲、玉造郡は倭名抄の府見郷の遺称地、古川市伏見（伏見廃寺の所在地）付近を含む範囲であることに異論はなかろうが、式抄の郡名記載順序や延喜式駅家の順序より、隣接すると思われる両郡の境界がどこにあるのかがまず問題となる。位置的には伏見廃寺・名生遺跡が玉造柵（塞）に適当であることは佐々木[51]の論証にみるとおりである。従って次の問題は色麻柵の位置である。菜切谷廃寺創建期の瓦は多賀城式重弁蓮花文鐙瓦を主体と

図9　色麻村四竈周辺地籍図

図に示したのは色麻村四竈付近のいくつかの小字の地籍図を合したものである。周辺部の亀甲状の小面積の田よりなる地割に対照して，中央部，現在村役場などの建つ集落である部分の，道路・水路の直交する地割が目立つ。「仙台領古城書上」にある四竈城は，32間×22間の大きさであり，その規模は図中ａの水路にかこまれた部分に相当する。しかし，図でみる限りｂの部分を中心に，1，2，3，と三重の濠がめぐらされているようである。中世城館の復原は本論の目的ではないので詳しくは触れない。問題は，この中世城館以前に，古代の何らかの施設があったのではないかという点である。２の部分に方２町，３の部分に方３町の方格地割が認められるようではあるが，何等かの古代の遺構と断定しうるものではない。

するもので、[52]多賀城・同廃寺と菜切谷廃寺の創建（精確には瓦葺きの時期）はほぼ同時とみてよい。それに対し、伏見廃寺のそれは山田寺系重弁蓮花文鐙瓦を主体としたもので、時期も下るものである。[53]たとえ、重弁蓮花文のものが少量含まれていても、二次的使用によるものとして説明がつく。さて玉造・色麻・新田など大崎の諸柵を、多賀城と同時期に創られたものとする見解[54]は、菜切谷廃寺を玉造柵関係のものに比定することを基礎とするが、前述のように玉造柵を伏見廃寺を含む遺跡に比定すれば、この見解は成立しない。また菜切谷廃寺を色麻柵関係のものとする見解では、色麻郡の範囲が鳴瀬川の南北両側にとられるが、地勢的には鳴瀬川が郡界であるとする方がより自然である。しかもこの見解では、玉造柵とする伏見廃寺と、色麻柵とする菜切谷廃寺の創建時期の違いが説明できない。色麻柵のみが、諸柵の中で優位に、あるいは特に早く創建される理由はない。むしろ菜切谷廃寺は、おそらく同時に作られた奥十郡に関係する玉造・色麻の柵よりも古いものと考えられる。ところで大崎平野における最初の正式の令制的な動きとして、丹取郡の建置があり、丹取軍団の設置があったことは既にのべた。先述の論点と併せ、筆者は菜切谷－城生遺跡を、丹取軍団関係のものと考える。すなわち、霊亀元年東国より千戸の移民が行なわれる二年前、和銅六年丹取郡が建てられたが、これと前後して丹取軍団のあったことは、神亀五年玉造軍団と改名されたことにより知られる。この丹取郡・丹取軍団は大規模な移民による開拓の先駆けをなしたもので、大崎平野を一望の下に見渡し得るこの菜切谷・城生付近を選んで開発の拠点として置かれたのではないか。菜切谷の北東に耳取という地名があるが、丹取の遺称と思われる。[55]この丹取郡を足がかりとして霊亀代に黒川以北十郡が建郡される。丹取軍団は神亀五年により北の玉造の地に移され、それに前後して丹取郡は玉造郡に併合されたものであろう。[56]しかし寺院は平安期まで存続したことは、補充された瓦が示している。これらの寺院は単に軍団鎮護のため以上に、地域の文化的中心として維持されるべき性格を持っていたと考えられる。

次に色麻柵については旧説[57]以上、特にのべることはない。天平九年大野東人の遠征の記事より、色麻村の位置は適当ではないとする意見もある[58]が、出羽への交通路の入口である賀美郡への交通上の便宜は、城生と色麻村一関とでそれほど違うものとは思えない。一関の他に色麻村四竈、現在の県道の西には地籍図や航空写真で方格プランを確認できる。おそらく仙台領古城書上に見える四竈城跡[59]と思われるが、このような平地に立地す

る城館の前身が、古代の中心機能を持った何等かの施設であることは考えられる。（図九参照）

牡鹿柵や新田柵についても同様である。ただ新田柵は、田尻町八幡—小松地区が考えられているが[60]、地形的に適当ではないし、出土する瓦の主体は平安中期以降のものとされている粗悪[61]なものである。その北の瀬峰町大里中村は新田郡仲村郷の遺称と思われ、むしろこの付近に求められないかと考える。

黒川以北十郡の成立過程とその姿は以上述べた如くである。この地域は古墳時代を通じて、在地勢力の手により開発が進められてきたものであろう。それが、東国からの先進的技術を持った人々の移住により、地域の開発の主体は移住者の手に移った。周囲の在地勢力は彼等と融和することを選んだようであり、その結果新しく生まれた景観は条里制を基調としたもので、等規模な各郡には地域の中心として寺院等の諸施設が置かれたものと思われる。それらは多賀鎮守府を理念上ミニチュア化したものであった。同時にこの地域は、当初多賀城の後背地として陸奥国を支えるものであった。そのことは、多賀城・同廃寺の最初の瓦が焼かれたのがすべてのこの地域の瓦窯[62]であったことからもうかがわれる（図七参照）。しかし伊治城が建設され、律令政府の力が大崎平野を越えて北方へ進むにつれ、内乱や蝦夷の抵抗ははげしくなる。宝亀十一年には長岡方面に賊が侵入[63]し、また伊治公呰麻呂の大規模な乱が起こるなど、奥郡地帯は次第に不安な状勢[64]となってゆく。

① 続紀天平十四年春正月己巳条には「黒川以北十一郡」とある。この一郡を何にするかについて、伊東信雄は遠田郡としているが（前掲注二—⑪一〇〇頁）、筆者は遠田郡は大崎平野にある他の諸郡とは性格を異にし（第四章で述べる）、この十一郡に含めるのは適当ではないと思う。筆者はこの十一郡が一十郡の誤りでないなら、丹取郡を含めたいと思う。丹取軍団は神亀五年に玉作軍団と改められているが、丹取郡はその後も存続し、宝亀元年までに玉造郡に合併されたのではないか。玉造郡が倭名抄で四郷を持つことも合致しよう。（丹取郡についてはこの章でのべる）

② 伊東信雄：考古学上から見た東北古代文化（『東北史の新研究』所収）一九五五、同：前掲注二—⑪七〇—九五頁、同：東北古代文化の研究—私の考古学研究—（『文化』三五—一・二）一九七一、

氏家和典：横穴古墳にみられる古代東北開拓の様相—陸前（宮城県）の場合—（『古代文化』一六—三）一九六六、同：東北の横穴（『考古学ジャーナル』六）一九六七、同：群集墳と横穴古墳（『古代の日本』8東北）一九七〇、後掲注⑪、

氏家和典・加藤孝：古墳文化の地域的特色—東北—（『日本の考古学』古墳時代上）一九六六

伊藤玄三：五世紀の古墳（『古代の日本』前掲所収）など参照。

③ 大崎平野付近で中期古墳とされるものは古川市青塚前方後円墳、小牛田町京銭塚前方後方墳、色麻村念南寺前方後円墳、同御山円墳、宮崎町夷森円墳、鳴子町石の梅前方後方墳などである。

④ 青塚に関する資料は左記に依る。

佐々木忠雄：古代史（『古川市史』上）一九六八　一三七—五〇頁。

⑤ 伊東信雄『遠見塚古墳・かめ塚古墳』（宮城県文化財調査報告書一）一九五四。
⑥ 氏家和典：東北土師器の形式分類とその編年（『歴史』一四）一九五七。
⑦ 前掲注②⑤などによる。
⑧ 伊東信雄：宮城県加美郡上郷古墳（『日本考古学年報』四）一九五一 一一八—九頁。
⑨ 『古川市塚原古墳群』（古川市文化財調査報告一）一九七〇
⑩ 平重道・加藤孝・氏家和典：宮城県玉造郡岸出山町川北横穴群発掘調査報告書（第一次）（『岩出山町史』上巻）一九七〇
⑪ 氏家和典：辺境における横穴古墳群の諸問題（『日本考古学の諸問題』所収）一九六四、
佐々木茂楨：宮城県涌谷町追戸B地区横穴古墳群（『仙台湾周辺の考古学的研究』所収）一九六八
⑫ ここでは、岩手県域を中心に見られる、いわゆる蝦夷塚と称されているものは別に考える。しかしそれは、清水潤三の主張するような意味での相違を認めるわけではない（東北地方における考古学の成果と蝦夷の種族論『史学』三三—二 一九六一 などの論文参照）。なお、伊東信雄（一九七一）前掲注②には新たな蝦夷＝アイヌ論が述べられている。
最近発掘された、栗駒町鳥矢ケ崎の古墳群は仙北地方の円墳群的なものと岩手県域の蝦夷塚的なものと混った性格を持っているという。（調査団発行の概要（プリント）による）
その他発掘の行われたものには、管見の範囲で左記のようなものがある。
『宮城県栗原郡若柳町上畑岡大立横穴群発掘調査報告』一九六六、『昭和四十三年度調査宮城県登米郡石越町東郷山根前横穴古墳群第一次発掘調査報告』一九七一、
『宮城県志田郡三本木町坂本館山横穴古墳群調査報告書』（宮城県三本木町文化財調査報告一）一九七一。
⑬ 牡鹿郡矢本町矢本横穴群の中に、下総方面のものと特に類似性が認められるという（氏家和典 前掲注②（一九七〇）七九頁）。また佐々木茂楨氏の御教示によれば、三本木町にも同心円文様をもつ装飾古墳があるという。これらの装飾技法が何を示すものか注目される。
⑭ 『続紀』和銅六年十二月辛卯条。
⑮ 伊東信雄 前掲注二—⑪一〇一—二頁、
『多賀城跡調査報告Ⅰ—多賀城廃寺跡—』一九七〇 一〇一頁。
⑯ 服部昌之：東北地方における郡の成立（『史林』四六—二）一九六三 一五八—六二頁
⑰ 黒川・賀美・志太・長岡・牡鹿の諸郡は二〜三郷であるが、うち一郷は余戸や駅家となっている。また高山寺本倭名抄は、余戸・駅家を載せていない。色麻郡・新田郡は四郷であるが各々富田郡・讃沼郡と合併している（前注一—⑭参照）。玉造郡はおそらく丹取郡と合併している。小田郡のみは例外である。
⑱ 黒川郡白川郷—陸奥国白河郡、色麻郡相模郷—相模国相模郡、同安蘇郷—下野国安蘇郡、玉造郡信太郷・志太郡信太郷（高山寺本は志太とする）—常陸国信太郡・駿河国志太郡などがあげられる。
『多賀城跡調査報告Ⅰ』前掲注⑮一〇二頁、
工藤雅樹：多賀城の起源とその性格（『古代の日本』8東北）一九七〇 九六頁。
⑲ 最上郡安蘇郷—下野国安蘇郡、また最上郡村上郡の長岡郷、置賜郡宮城郷は陸奥に同名の郡名がある。しかし出羽方面の柵戸の出身地である北陸方面の地名が少なくとも倭名抄内には見あたらない。
⑳ 直木孝次郎：国名を持つ大和の地名（『続日本紀研究』五）一九五

八、など参照。

㉑ 高橋富雄：辺境における貴族社会の形成—古代陸奥における改氏姓の意義—（『歴史』一二）一九五六、同『蝦夷』五三—八頁。

㉒ 『続紀』霊亀元年五月庚戌条。

㉓ 前掲注⑮一〇一頁。

㉔ 住田正一・内藤政恒『古瓦』一九六八　七九頁。

従って、筆者は多賀城式重弁蓮花文瓦の年代、即ち多賀城・同廃寺の最初の瓦葺が行なわれたのは、この霊亀元年をそんなに下るものではないと考えている。下限は丹取軍団が移動した神亀三年とする。

㉕ 沢田吾一『奈良朝時代民政経済の数的研究』一九四四

㉖ 服部昌之　前掲注⑯　一六一頁。

㉗ 工藤雅樹　前掲注⑱　九六—八頁。

なお、倭名抄郷名に、俘囚郷・夷俘郷のあることがあげられているが、それらは高山寺本には載せられていない。

㉘ 門脇禎二：蝦夷の叛乱—その前章—（『立命館文学』九六）一九五三

氏家和典：蝦夷の抵抗とその背景—奈良平安朝における—（『文化』一九—五）一九五五。

㉙ 前掲注④

㉚ 遠田郡田尻町木戸瓦窯址より出土した瓦に「□郡仲村郷他辺里長二百長丈マ呰人」と箆書きされており郷里制の実施は明らかである。

㉛ Shigihara, S.: Jyō-ri system——a land planning in Ancient Japan in the vicinity of Yoshioka Town, Kurokawa-Gun, Miyagi Prefe., Northeastern Japan（『東北地理』五—二・三）一九五三。

㉜ 伊東信雄　前掲注二-⑪　一三三頁。

㉝ 東北の条里制については、

藤岡謙二郎・足利健亮・桑原公徳：古代東北の地域中心に関する若干の歴史地理学的調査と問題点（『人文地理』一五—三）一九六三　二四三—五〇頁、

柏倉亮吉：東北地方の条里制—山形県の場合—（『古代文化』七-四）一九六一、同：条里のあと（『古代の日本』8東北）一九七〇など。又『山形県史』『福島県史』の考古篇の条里の項参照。

㉞ 村尾次郎『律令財政史の研究』一九六一　第五章　奥羽開拓を通じて見た土地拡大政策の推進　四九一頁。

㉟ 高橋富雄：古代辺境村落史論—いわゆる「堡村」の実態と問題点—（『東北大学教養部文科紀要』一〇）一九六二。

㊱ 仁井田陞『唐令拾遺』によれば、唐令には、この養老軍防令「縁東辺条」に相当するものはない。

㊲ 進藤秋輝・工藤雅樹：多賀城外郭線の調査（『考古学雑誌』五六—四）一九七一、『多賀城跡』第八・十・十一・十三次発掘調査現地説明会資料。

㊳ 『嶋遺跡』（『山形市史』別巻一）一九六八　二〇八—一〇頁。

㊴ 木下良：律令時代における辺境村落の一類型—陸奥国の「方八丁」について—（『人文地理』二三-一）一九七一、

なお多賀城以南の方八丁は何等かの公的施設跡ではないかと思う。

㊵ 高橋富雄　前掲注㉟、同『蝦夷』二一六、二二四頁。

㊶ 図の作成にあたり瓦の出土地、瓦の種類の他、この図に記載したすべての事項について、古川高校佐々木茂楨氏の御教示を受け特に未発表の資料の提供も受けた。深く感謝する次第である。しかし図中誤りがあれば、それは筆者の誤解によるものである。

㊷ 佐々木茂楨：宮城県古川市伏見廃寺跡出土の古瓦（『歴史考古』一九・二〇）一九七一、同：宮城県古川市伏見廃寺跡（『考古学雑誌』五六-三）一九七一。

㊸ 工藤雅樹　前掲注⑱　一〇七頁。

㊹ 伊東信雄『菜切谷廃寺址』（宮城県文化財調査報告二）一九五六

㊺ 菜切谷廃寺跡の土壇跡の規模は平均して、東西一二・七三m、南北一〇・七七m、長辺の短辺に対する比は一・一八である。この土壇の性格は不明であるが、試みに多賀城廃寺の金堂跡と比較してみる。同跡の土壇は下壇で南北二二・五九m、東西一九・二五m、上壇で南北二〇・三m、東西一七m、長辺の短辺に対する比は一・一七、一・一九となる。陸奥国分寺の金堂基壇のそれが一、六〇であるのに比して、両者の計画性の類似の一部がよくわかる。（数値は前掲注⑮、㊹の文献による）

㊻ 鏡山猛『太宰府都城の研究』一九六八。

㊼ 秋田城については最近従来の考え方に修正を求める意見がだされているが今は旧説のままに従う。

※ 高橋富雄・秋田城をめぐる諸問題（『日本歴史』二八一）一九七一

㊽ 藤岡謙二郎他　前掲注㉝二二五—三一頁、藤岡謙二郎『都市と交通路の歴史地理学的研究』一九六七　四八—五〇頁、同『国府』一九六九　一五六‐六一頁。

㊾ 進藤・工藤　前掲注㊲六三頁、
多賀城内の政庁跡の中軸線は、ほぼ正南北でこれらとくい違う。多賀城内城と高崎廃寺とが起源を同じくするなら、なぜ方向が異なるのであろうか。

㊿ 伊藤信雄　前掲㊹九一—一〇頁、同　前掲二‐⑪一二二—四頁。高橋富雄　前掲二—⑫二一四頁など参照。

(51) 佐々木茂楨　前掲㊷後者五一—四頁、高橋富雄『宮城県の歴史』一九六九　三四頁はこの説を採っている。

(52) 伊東信雄　前掲㊹六頁。

(53) 佐々木茂楨　前掲㊷後者四九頁。

(54) 工藤雅樹　前掲⑱一〇七頁。

(55) 『中新田町史』一九六四　六五九頁。

(56) 前掲注①参照。

(57) 村山貞之助・色麻柵について（『仙台郷土研究』一—九・一〇）一九三一、出土瓦については佐々木茂楨　前掲㊷参照。

(58) 佐々木茂楨　前掲注㊷後者五三—四頁。

(59) 『仙台叢書』第四巻所収、一二〇頁、その規模は東西三二間南北二二間という。

(60) 興野義一・宮城県遠田郡田尻町出土古瓦の問題点（『歴史考古』六）一九六一
高橋富雄　前掲二—⑫二一四—八頁。

(61) 住田正一・内藤政恒　前掲注㉔七四—五頁。

(62) 大崎平野の周辺には現在瓦窯跡が三ケ所確認されている。又牡鹿郡矢本町あたりにもあるといわれる。
『日の出山窯跡群』（宮城県文化財調査報告書二二）一九七〇、『多賀城址』（宮城県多賀城跡調査研究所年報一九六九）一九七〇、『多賀城跡調査報告I多賀城廃寺跡』前掲注⑮

(63) 『続紀』宝亀十一年二月丙午条。

(64) 『続紀』延暦元年五月甲午条には「奥郡百姓並未二来集一、勅給二復三年一」同八年八月己亥条には「…黒川等十箇郡、与レ賊接レ居、不レ可二同等一、故特延二復年一」などとある。

四　夷村夷郡

この章で問題にするのは、大崎平野の北の地域において律令政府による開発がどのように進められ、それが大崎平野など黒川以北十郡とどのように異なるものか、ということである。この地域

での特徴的な事実は香河村・閇村・田夷村などいわゆる夷村[1]に郡家が建てられたことである。しかしこれらは令制郡に組織されたとは思えない。このことを史料の上から最も明瞭に示すものは出羽国雄勝地方である。この夷村地域も陸奥では栗原郡・桃生郡など、出羽では雄勝郡・平鹿郡などといった令制郡の下に組織されてゆくが、その郡は先述の黒川以北十郡とは異なり、不安定な状勢に対応するものかと思われる。

雄勝村の場合　雄勝村が令制郡となる過程を示す史料をまずあげる（いずれも続紀）。

(イ)　天平五年十二月二六日、出羽柵遷ニ置於秋田村高清水岡一、又於雄勝村一建レ郡居レ民焉、

(ロ)　天平宝字二年十二月八日、……造ニ桃生城小勝柵一、

(ハ)　天平宝字三年九月二六日、始置ニ出羽国雄勝平鹿二郡、玉野・避翼・平戈・横河・雄勝・助河・并陸奥嶺基等駅家一。

(イ)(ハ)両記事共に建郡を示すようにみえるところから、従来左記のような見解がある。

A．(イ)は権郡の成立、(ロ)は真郡の成立。[2]

B．(イ)は夷郡の成立、(ロ)は令制郡の成立。[3]

C．(イ)は建郡の計画のみ、(ロ)により始めて郡が成立した。[4]

D．(イ)によって成立した雄勝郡が、(ロ)の時に分割二分された。[5]

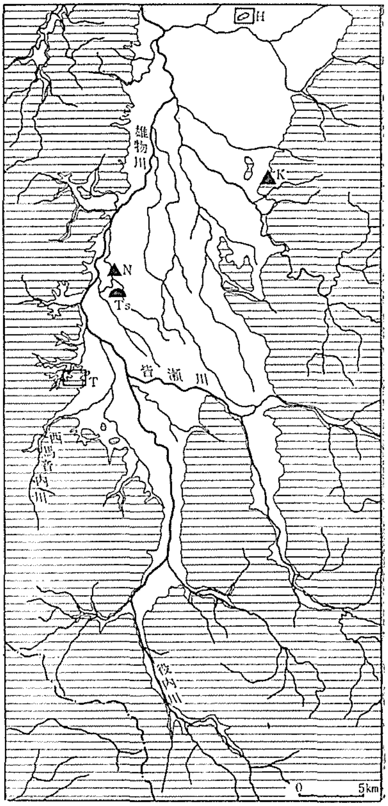

図10　雄勝地方略図
H—払田遺跡，K—金沢柵跡，N—沼柵跡
T—足田遺跡，Ts—造山古墳群
金沢柵・沼柵は共に『奥州後三年記』にみえる清原氏の城館であるが，律令政府的勢力の居地である古代城柵と思われる遺跡よりもむしろ雄勝村の中心と考えた造山古墳群のあたり，また条里的地割の広く残る横手市あたりに，のちの土豪的勢力である清原氏の中心地があることに注目される。

B・C説は、共に(イ)を令制郡の成立とはみなさない点では一致し、A・D説は、(イ)の時に既に律令制的組織化がある程度存在した、とする点で一致する。しかし、(イ)の後に行なわれた天平九年大野東人の雄勝遠征の記事に見られるように、雄勝村はこの時には蝦夷の族長の手にある夷村の状態であったことは明らかで、天平五年に何らかの令制にもとづいた郡が作られた、とみることはできない。またAのいう権郡とは、『続紀』延暦四年四月辛未条に「由レ是権置ニ多賀階上二郡一……建為ニ真郡一」とある記事にもとづく考えであるが、多賀・階上という宮城平野の地方と、雄勝のような奥地では事情が異なる。この二郡の権置は、むしろ多賀城周辺の特殊事情を反映するもので、権郡を陸奥全体の一般的な建郡の形態とすることには、賛成できない。権置といえどもそれはあくまで令制にもとづいたものである。雄勝、その他奥郡の建郡に対し権郡ということばを用いるのは適当ではない。また(イ)の記事に従う限り、単に計画とみることもできない。(イ)の解釈としては、B説のように、夷郡の成立とみるべきであり、その実態は日本書紀斉明天皇四年の阿倍比羅夫の遠征に際してみえる齶田郡や渟代郡に近いもの⑥、すなわち「俘長達の自治を認めて「郡」という形での朝貢体制をしいた⑦」もの、とすべきであろう。これは権置郡とは明らかに異なるものである。

平鹿郡雄物川町造山付近には、現在は見られないが古墳群があり、多くの玉類を出土している⑧。詳しい研究を俟たないと確実なことはいえないが、決して地方的なものといえないこれらすぐれた玉類の存在は、先にのべた朝貢関係により夷村の長が得たものではなかろうか。秋田県内で同様にすぐれた玉類を出土する、枯草坂古墳をはじめ室田古墳群、三光塚古墳群などが、史料に上津野村⑨としてあらわれる鹿角地方にあることも合せて注目しておきたい。先の造山古墳群は、雄物川と僅かな比高を持つ段丘面にあるが、この附近を雄勝村の中心地とすれば天平九年紀にみえる「従ニ比羅保許山一至ニ雄勝村一五十余里、其間亦平、唯有ニ両河一」という位置にも適当である⑩。この雄勝地方に天平九年以後多くの柵戸が配される。しかしこのころの柵戸は、黒川以北十郡の東国移民のように先進技術を持った集団ではなく、浮浪人や罪人の類であったことは注意する必要がある⑪。このような柵戸による開発の結果、雄勝城が作られ（先の史料ロ）、交通路の整備と共に横手盆地には雄勝・平鹿の二郡が建てられた（同ハ）。これが雄勝地方の令制郡化への過程である。以上のことをもとに再び陸奥の事例の検討にかえる。

香河村・閇村の場合⑫　この二村への「建郡家」は式抄にある郡に比定されることもあったが⑬、黒川以北十郡のどれかに該当するも

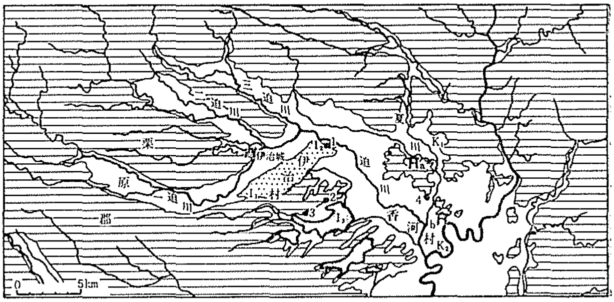

図11　栗原郡・伊治村・香河村

現在の地名……I_1—伊豆原，I_2—伊豆野，I_3—伊豆沼，K_1—鹿沼，K_2—加賀野，
古墳……1—志波姫町城内古墳群，2—若柳町上畑岡蝦夷穴横穴群，3—同上畑岡大立横穴群，4—石越町山根前横穴群，
神社ａ—石越町石神社，神社ｂ—石森町石大神社，
（北上川の流路は，図3と同じ復元流路。）

のとは思えない。香河村に郡家を建てることを願った、邑良志別君宇蘇奈の持つ第三等という爵は、令制外的なもので、黒川以北十郡の地には見られぬ夷村に特有なものである[14]。この香河村を登米郡中田町加賀野の地に比定する[15]ことは位置的にみて適当であろう。この北、石越町に鹿沼という地名もあり、邑良志別君一族と何等かの関連を持つと思われる式内社遠流志別石神社も、石越町石神社あるいは石森町石大神社であるという[16]。いずれにせよ、先に示した北上川の旧流路北岸一帯の地を香河村と推定したい。ここで注目すべきは石越町山根前の横穴群で、このように北の地にしては、異様に大量の玉類が発見されている[17]。すぐれたトンボ玉などを含むこれらの玉類を、遠田君一族のものとする見解もあるが[18]、遠田郡地域とは余りに離れすぎていよう。筆者はこれを邑良志別君一族関係のものと推定する。

次に閇村は、後の史料に散見する幣伊村や閇伊村と通づるものと思われる。しかし岩手県中部は少し遠すぎる。現在の岩手県の太平洋沿岸地帯を広くヘイと称したのではないか、と考えるが詳しいことは後考を俟つ。ただ本吉郡本吉町大谷三島には、多くの玉類を出土した円墳群がある[19]。これらの玉類に注目し、霊亀の閇村の位置は気仙沼あたりではないかと考えている。

田夷村の場合[20]　田夷村への建郡家は遠田郡の建郡、というのが定説である[21]。田夷ということばは一般名詞としても使われている[22]ので、田夷村が後の遠田郡であるとすることにも問題がないわけではないが、その他にも以上あげた諸夷村の例からみて、この時に遠田郡という令制郡ができたとすることには、賛成できない点が多い。天平九年には、遠田郡領遠田君雄人が知られるが、伊治

公呰麻呂のように、少なくとも令制郡とは思えない伊治郡（上治郡）でも郡領と記されている例もあり、直ちに従えない。延暦八年陸奥全体の田租が免ぜられ、給復が行なわれ、特に黒川以北十郡には「与ㇾ賊接ㇾ居」として特に復年が延ばされたことは既に述べたが、その際、既に建郡されていたはずの[23]桃生郡・栗原郡と共に、遠田郡についても全く触れられていないのは何故であろうか。栗原郡や桃生郡は各々宝亀以来の状勢不安定で郡を維持できなかった、とみることもできるが、遠田郡は大崎平野東部にあったことは少なくとも疑いがないのに、この位置で他の大崎平野の郡より状勢不安定であったとみることはできない。令制郡として他郡と同一にすることのできない事情があると思う。

大崎平野東部におけるさらに詳しい位置についても、田尻町高城付近とするのが有力である[24]が、それにも疑問がある。遠田郡人とされる人々の姓には、遠田公・竹城公・白石公・小倉公・柏原公・石原公・意薩公などがあるが、小田郡人にも意薩公・遠田公の姓をもつものがあり[25]、また田尻町高城が竹城の、涌谷町小里が意薩の遺称地とするなら、遠田郡人の居住地は箆岳丘陵の周囲を広く含むもので、しかも自からの居住地を姓につけている在地の有力者も、遠田郡に属する場合もあれば、また小田郡に属する場合もあったと思われる。いずれにせよ広範な居住地を占めている有力豪族である遠田郡人と称される人々には、倭名抄にみえる管郷二（しかも、中の一つは余戸）の遠田郡はふさわしくない。

筆者は遠田郡とは、田夷村として認識されていた大崎平野東部に在った遠田君一族を中心とした夷村の一部のみが令制郡化されたものと考える。延暦九年に遠田郡領遠田公押人が、遠田臣の姓を賜わり、十年外正八位下より外従五位下に昇進したが、或はこの時に遠田郡が令制郡として成立したのかもしれない。天平二年の建郡家は、令制郡化への前段階としての夷郡化であったと思われる。即ち、遠田郡と田夷村は系統的に同一とはいえない。

箆岳丘陵の東南端に近い涌谷町追戸には、トンボ玉をはじめとする豊富な玉類を出土する横穴群があり、そこより平野を西南に越えた、志田郡松山町亀井囲にも、玉類のほかに帯金具や金銅製方頭太刀、馬具などを出土する横穴群[26]がある。これらは大崎平野東部に広く勢力を持っていた、遠田公一族に関係あるものではなかろうか。

栗原郡と伊治村　栗原郡の建置は、おそらく神景三年六月のことと思われる[27]が、その際「是元伊治城也」とあることがどのような事実を示すのか、問題となってきた。この記事の後にも伊治城が存続したことは明らかなので、城柵が郡家に変貌したとすること[28]はできない。一応伊治城の設置によって安定した地域を、郡制

下に編成したことを意味するもので、「元伊治城也」とは「元伊治城の管轄地であった」という意味であると推定しておく。「城」という字がそのように面積を持った領域を意味する場合もあることは、既に足利により指摘されているが、[29] 城柵が特別軍事管轄地のようなものを持っていたことを推察せしめる史料はあっても、具体的なことはわからない。

伊治城の管轄地なら栗原郡ではなく何故伊治郡と称されなかったのか。伊治郡、あるいは伊治村という名は、実際史料に見える。[30] これらは従来いわれているように、[31] 栗原郡の別名や錯用なのであろうか。令制郡が公式に書かれる場合別名を持つとは思われないし、まして令制郡全体を夷村と同じものとすることはできない。

栗原郡築館町の東部は通称伊豆原（いづっぱら）といい、その東、志波姫町に広がる広い河岸段丘面には伊豆野（いづの）という地名があり、さらにその南の大きな沼は伊豆沼という。この志波姫の広い段丘面とその南伊豆沼に続く丘陵地一帯が、伊治公呰麻呂一族の生活の地であったのではないだろうか。伊豆沼の北岸若柳町上畑岡には横穴群があり、わずかではあるが玉類の出土もみられる。[32] 志波姫の段丘面にも須恵土師が散布し、伊豆野には蕨手刀や玉類を出す円墳群もある。先にのべた香河村・田夷村などの夷村と同じく、この伊治村も夷郡として取り扱われたのであろう。そこへ伊治城が建設され、伊治村にも強制的に植民が行なわれ（栗原郡設置後数日にして二千五百人の浮宕百姓が伊治村に置かれている）、[33] 伊治村は大きく変貌をせまられた。伊治公呰麻呂の叛乱も、直接的には同じく有力蝦夷であった道嶋大楯を対象としたものであったが、その背後に彼の本拠地伊治村の状況を考慮せねばならないだろう。ちなみに伊治城建設に最も力のあったのは、同じ道嶋一族である道嶋宿禰三山であったことは興味深い。延暦十一年に伊治村が残存していたことは、叛乱後も伊治の地の一部が令制郡に組織されずに残っていたことを示している。しかし、延暦十五年には東国や北陸の民九千人が伊治城に遷置されている。伊治城を拠点として夷村地帯に積極的に開発の手が進められたものであろう。もちろん九千人が、伊治城の狭い郭内に居住したのではなく、志波姫の広い段丘面をはじめとする、伊治城管轄下の夷村地帯に居住したものと考えられる。栗原郡の領域は当初、伊治城の西、一迫・二迫川の流域にすぎなかったものであろう。

以上、夷村が、令制郡ではないが郡と称されたり、郡家を建てるという表現で自治を認められた例を、雄勝村をはじめ陸奥の奥郡地帯において検証してきた。そのような中央との関係を示すものとして古墳より出土する玉類に注目したが、横穴の形態なども含めてさらに細かな比較検討が進められた上で、議論が進められ

ねばならぬことはいうまでもない。この地域にみられる古墳文化は一般的には大崎平野のそれに比して貧しいものである。しかし五世紀以来大崎平野まで浸透していた文化の影響で在地勢力が次第に成長し、村という形で認識されるに至ったと思われる。そして郡という形での朝貢体制が、実質的には村のまとめられたことが、この地域で特徴的なことである。それに続く令制郡化の段階も黒川以北十郡のように、開発するという姿勢より、征服するという姿勢にもとづくものであった。(34)

磐井丘陵を越えて北上川中流域に入ると、夷村が夷郡になる例はみられない。宝亀十一年二月、覚鱉城が建設され、胆沢地方への進出が企てられ、延暦八年に紀古佐美の征伐が行なわれて以来、坂上田村麻呂により胆沢城が作られる延暦二一年に至るまで、この地域では激しい戦闘が続いた。志波城・徳丹城へと北進が続けられたのちも、決して安定した状勢にはならなかったようである。

史料には、斯波村・爾薩体村・幣伊村・都母村・宇漢米村などがみえ、また村と称された史料はないが、胆沢君・和我君・浦田臣など地名を冠した姓があることより同名の夷村の存在が推定(35)される。これらの夷村はいずれも北上川中・上流域にあったものであるが、抵抗の主体となった在地勢力は、このように夷村として認識されていた。なかでも胆沢は、延暦八年紀古佐美の征伐の記事に「水陸万頃之地」と記され、また官軍が焼いた蝦夷の村は「十四村、宅八百許烟」(36)とあり、多くの集村が比較的密度高く分布していると思われるように、かなり進んだ蝦夷の社会が成長している地域であった。(37)これらの夷村は、延暦期に始まる戦闘状態以前には、中央と朝貢関係を結んでいたことは、中流域に特徴的である、蝦夷塚と称される古墳群(38)から、八世紀中期のものと思われる銙帯金具が出土していることから明らかである。(39)

この地方の夷村は、先に述べた香河村・田夷村のように夷郡という段階を踏むことなく、強力な軍事攻勢のもとで律令体制に組み込まれていった。胆沢郡・江刺郡は胆沢城の建設後、すぐに置かれたと思われるが、さらに北の和我・薭縫・斯波三郡が置かれたのは、志波城の作られた延暦二二年から八年おくれた弘仁二年(40)のことであった。しかし、不安定な状勢のために、延喜代には既に令制郡として維持できなくなっていた(41)と考えられる。従って式抄に記されないと考える。しかし、倭名抄によると、江刺郡に信農・甲斐、胆沢郡に白河・下野・上総の諸郷があり、この地域へも東国よりの移民が考えられる。ただ黒川以北十郡の場合は、郡名が地名となっているのに対し、主として国名が郷名となっているのは、移住者の性格が変化していることを示すものであろう。方八丁の遺称を持つ、いわゆる辺境堡村の居住者は、このような

移住者と考えられる。方八丁の陸奥での北限は盛岡市太田方八丁で、まがりなりにもこのあたりまで律令制的開発が進められたものであろう。しかしその開発は、おそらく胆沢鎮守府のプランを理念上模倣したと思われる方八丁や、城柵の周辺に限られ、律令制的なものはいわば点的存在にすぎなかった。そして、それに続いて奥六郡というブロックが、在地俘囚長の手によって形成されてゆくのである。

① 村尾次郎　前掲注三―㉞五五四―六三頁。
② 吉田東伍『大日本地名辞典』四五四二頁、井上通泰　前掲注二―⑰五〇〇頁、服部昌之　前掲注三―⑯一五五頁、など。
③ 高橋富雄　前掲注二―⑫二〇一頁。
④ 佐々木博康：戦後における古代城柵の研究（『岩手史学研究』四〇）一九六二
⑤ 新野直吉　前掲注一―⑩前者　一三八頁。また前注一―⑩参照。
⑥ 村尾次郎　前掲注三―㉞　五四五―六頁。
⑦ 前掲注③による。
⑧ 『秋田県史』考古篇　一九六〇　一六九―八四頁、巻頭図版、奈良修介・豊島昂『秋田県の考古学』一九六七　一〇七―八頁、一六五―七頁。
出土品は硬玉碧玉の勾玉や水晶切子玉、ガラス小玉、瑪瑙茄子玉などを含む。
⑨ 『三代実録』元慶二年七月十日条など。
⑩ 雄勝村の位置は、羽後町足田遺跡が雄勝城跡と思われることより、その付近に擬せられている（新野直吉　前掲注一―⑩後者　一〇五頁）。

しかし前述のごとく、天平五年の段階で直接律令勢力の部隊が横手盆地へ進出したことは認められない。また、雄勝城が建てられたのが、夷村雄勝村の中心地であったとする根拠もない。むしろ城柵は現地勢力の中心地よりやや離れた場所に建てられたとする方が自然である。次に、「両河」「其間亦平」の解釈であるが、これはあくまで大略を記述したもので、小河川まで考慮したものではない。両河を役内川・雄物川とする意見もあるが（新野直吉　同前　一一九頁）、堤防の作られる以前の谷底平野に「其間亦平」や、舟を使って渡る河川を想定することはできない。「其間亦平」とは、横手盆地の広い平野を意味するもので、両河とは雄物川と皆瀬川を示すものであろう。

雄勝城の位置についても、羽後町足田遺跡[*]への比定が有力であるが、仙北村払田柵跡[**]もその遺構は、かなり古いものと思われ[***]、払田柵跡を十分に説明しない限り雄勝城の位置は決め難い。

※ 『羽後町足田遺跡発掘調査概報』（秋田県文化財調査報告書三）一九六四、『足田遺跡発掘調査概報』（同一〇）一九六七、『足田遺跡発掘調査略報』（同一七）一九六九、
柿崎隆興『雄勝村と雄勝城の遺趾について』一九六一、同『高橋富雄氏の払田柵（雄勝城）説に疑問』一九六三、
『雄勝村・雄勝城関係資料』（柿崎隆興編）一九六八、など参照。
※※ 上田三平『城輪柵址・払田柵址』（文部省史蹟調査報告三）一九三八、同『指定史蹟払田柵阯』一九三一、
※※※ 佐々木博康　前掲注④、同：古代東北城柵の門における平面計画についての一仮説（『日本歴史考古学論叢』２）一九六八、
多賀城外郭線の築地を構成する柵列と、払田柵の内柵と呼ばれているものと極めて類似しているという[*]。
※ 進藤・工藤　前掲注三㊲―六三頁、『多賀城跡―第十一次外郭東辺地築地（南部）発掘調査概要』一九七一。

なお足田遺跡や雄勝城関係の資料について、羽後町教育委員会柿崎隆興氏に多大の便宜を計らって頂き、御教示も賜わった。記して感謝したい。

⑪ 高橋富雄 前掲注二―⑫一〇〇―二頁、
『続紀』天平宝字元年四月辛巳条、同二年十二月丙午条、同三年九月庚寅条など参照。

⑫ 『続紀』霊亀元年十月丁丑条。

⑬ 大槻文彦：古奥旧地考摘録（『復軒雑纂』一九〇二所収）五八七―九頁。

⑭ 野村忠夫『律令官人制の研究』一九六七 三八三―五頁。

⑮ 高橋富雄：古代における陸奥国（『文化』一七―三）一九五三。
村尾次郎 前掲三―㉞五五五―七頁。

⑯ 石越町石神社に比定したのは仙台藩儒者田辺希元で、以来『大日本史神祇志』もこの説をとる。社殿の裏にある岩を祭神としている。石森町石大神社はより加賀野に近く同じく巨石を祭神としている。遠流志別石神社を栗原郡築館町富野にあてる伝承もあるようだが（伊東信雄 前掲注二―⑪一六〇頁）、比定社は明確ではない。石越町のあたりは、今は登米郡であるが藩政時代には栗原郡である。（以上石越中学高橋多吉氏の御教示を頂いた。）

⑰ 前掲注三―⑫の報告書参照。

⑱ 氏家和典 前掲注三―② 八三頁。

⑲ 伊東信雄 前掲注二―⑪ 九四―五頁。

⑳ 『続紀』天平二年正月辛亥条。

㉑ 大槻文彦：陸奥国遠田郡小田郡沿革考（前掲注⑬所収）一二一―二〇頁。

㉒ 『日本後紀』延暦十八年三月八日条。

㉓ 前注一―⑭参照。

㉔ 大槻文彦 前掲注⑬。

㉕ 『続紀』延暦九年五月五日条、『日本後紀』弘仁三年九月三日条、同六年三月二六日条。

㉖ 前掲注三―⑪

㉗ 板橋源・佐々木博康：陸奥国栗原郡成立年代に関する私疑（『岩手大学学芸学部研究年報』一八―一）一九六一。

㉘ 斉藤忠『日本古代遺跡の研究総説』一九六八 一九七頁。

㉙ 藤岡謙二郎他 前掲注三―㉝二四一―二頁。

㉚ 伊治公呰麻呂の肩書は続紀では上治郡大領、公卿補任では伊治郡大領とある。
伊治村は『続紀』神景三年六月丁未条、『類聚国史』一九〇、延暦十一年正月十一条。

㉛ 板橋・佐々木 前掲注㉗一五―九頁、服部昌之 前掲三―⑯一四四頁。

㉜ 前掲注三―⑫の報告書参照。

㉝ 『続紀』神景三年六月丁未条、数日というのは板橋・佐々木の論証した栗原郡設置の年代にもとづく。

㉞ 高橋富雄『蝦夷』第三章のことばによれば、「武装植民」より「軍事征服」の段階への転換である。

㉟ 概略の位置などについては村尾次郎 前掲注三―㉞五五七―六三頁、高橋富雄『蝦夷』二八三―四頁。

㊱ 『続紀』延暦八年六月三日条。

㊲ 高橋富雄『蝦夷』第六章「蝦夷の政治的社会」参照。

㊳ これらの古墳群の報告書としては、
田中喜多美他：岩手県江釣子村猫谷地古墳群調査報告（『岩手史学研究』九）一九五一
伊東信雄・板橋源『五条丸古墳群』（岩手県文化財調査報告一一）

一九六三、『岩手県金ケ崎町西根古墳と住居址』一九六八、などがある。

これらの古墳がすべて積石塚であるわけではなく、また単に円墳とされてきたことにも再検討が要されるという。（前掲、西根古墳の報告書二二頁参照）またこの類の古墳は磐井丘陵の南にも発見されている。＊（図四参照）

※ 伊東信雄：岩手県西磐井郡杉山古墳群（『日本考古学年報』八）一九五五

草間俊一：花泉阿惣沢遺跡調査概報（『岩手史学研究』二一）一九五六

㊴ 伊藤玄三：末期古墳の年代について―東北地方末期古墳出土遺物を通して―（『古代学』一四―三・四）一九六八

㊵ 『日本後紀』弘仁二年正月十一日条。

㊶ この三郡を権郡とする見解もあるが（服部　前掲注三―⑯一四四頁）延喜式神名には斯波郡に一座を載せる。令制郡としての体制は崩壊しても神社は残ったのであろう。

㊷ 木下良，前掲注三―㊴

五　小　結

奥郡と呼ばれた地帯の開発にともなう変化の過程には少なくとも次の三類型を設定できる。

一、黒川以北十郡のタイプ。開発の主体は東国よりの移民である。それらは富民といわれるように、先進的技術をもった人々であり、多賀城・多賀城廃寺あるいは、大崎平野での文化中心として建てられた菜切谷廃寺の瓦は、彼等の中にあった帰化人の技術を用いて作られたものである。その開発は且守且耕型には違いないが、むしろ耕の方に重点を置いた形に移っていったと考えられる。[1]郡は二里（郷）より成る小さなもので、平野の周囲に各々中心に多賀鎮守府を理念的に模倣した施設をもった、同規模の令制郡を形成した。土地は条里制にもとづいて広く開発された。

二、夷村→夷郡→令制郡、という過程をとった地域。陸奥で大崎平野より北、迫川流域や桃生村以北の地域。大崎平野東部の遠田郡も、このような過程をたどったと思われる。夷村→夷郡の変化は、現在都市近郊の町村が旧態のままで市の名称を冠するようなものであり、律令勢力の大規模な進出による大きな変化の前段階を示すものとして、この地域に特徴的なものである。これにつづく植民は、地域全体を開発するというものではなく、領土を拡張するための征夷で、城柵を先兵として軍事力が投入された。その結果叛乱を誘発し、以後の不安定な情勢の前触れとなった。一と三の地域の間に帯状に存在し、漸移地帯的性格が強い。

三、北上川中流域のタイプ。夷村として認識され、朝貢関係を持っていたことは二に同じで、夷村として最も発展した地域でもあるが、磐井丘陵を介して遠距離にあるため夷郡化というプロセスはとらなかった。直接強力な軍事征服を受け、また最も強力な

抵抗を続けた地域である。城柵建置につづいて令制郡化も進められたが、長く維持できない部分が多かった。土地の開発は城柵や堡村の周囲に限られた。（この中は更に、胆沢郡以南と和我郡以北に二分することができる。）

以上が筆者の検討した事項のまとめである。辺境とひとくちにいっても、時代により、また地域により、そこに生みだされたものは異なっていることが明らかになったと思う。中央の政策の変化は、もちろん大きな要因ではあるが、それですべてが決定されたわけではない。ある土地に既に存在していたものの違いと、新たに投入されるものの違いが相互に作用し、前述のような異なる姿を生み出したことはいうまでもない。本稿で以上の過程が少しでも具体的に明かになったとすれば幸である。

この類型が出羽の側で、あるいはもっと一般的に通用するものなのかは、今後の課題である。雄勝地方は二の類型に属するが、土地の開発に関してみれば、単に城柵の周囲とはいえない広い範囲に条里的地割が残っている[②]。また出羽の場合は、北上川を中軸に、南北に平野や盆地の連らなる陸奥と異なり、海岸平野郡と内陸盆地群が南北に並列して存在し、さらにそれらが大河川によって東西に連絡される、という地勢が、独特の様相を生み出しているであろうと予想される。

（昭和四七年一月二〇日成稿）

① 高橋富雄『蝦夷』において柵戸から鎮兵への変化とされるもの（一〇〇—一一〇頁）

② 石母田正：辺境の長者—秋田県横手盆地の歴史地理的一考察—（『歴史評論』九二・九五・九六）一九五八、附図参照。
虎尾俊哉：秋田市北郊の条里制遺構—条里制施行の北限設定の試み—（『日本上古史研究』四－三）一九六〇

（京都大学大学院学生・）